

第3期みやき町障害者計画
第7期みやき町障害福祉計画
第3期みやき町障害児福祉計画



だれもが自分らしく、安心してともに暮らせるまち

令和6年3月
佐賀県 みやき町

はじめに

近年、我が国の障がいのある人を取り巻く環境の変化をみると、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、医療的ケア児支援法）」が施行され、それまで努力義務となっていた医療的ケア児に対する国や市町村の支援が責務となりました。

そのほかにも、令和4年5月には、障がいのある人の社会参加の一層の推進に向けて、必要な情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進するための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、障がいの有無や程度に関わらず、住み慣れた地域で生活するために必要な支援の充実が図られてきました。

これを受け、本町では、まちづくりの最上位計画である「第三次みやき町総合計画」との整合性を図り、「だれもが自分らしく、安心してともに暮らせるまち」を基本理念とした、障がい福祉施策を総合的に推進するための「第3期みやき町障害者計画」、また、障がいのある人の日常生活を支える福祉サービスを円滑に供給するための事業計画である「第7期みやき町障害福祉計画」「第3期みやき町障害児福祉計画」をこの度、一体的に策定いたしました。

今後、この計画に基づき、国、県、町はもとより、関係団体や事業所、住民の皆様とも連携を図りながら、施策の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等でご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

みやき町長 岡 毅

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨と背景	1
(1) 障がい福祉に関する動向等	1
(2) 本計画に関連する法整備の動向	2
第2節 計画の位置づけ	3
(1) 法的な位置づけ	3
(2) 計画の役割	4
(3) 計画の関係性	5
第3節 計画の期間	5
第4節 計画策定にあたって踏まえるべき事項	6
(1) 国の第5次障害者基本計画について	6
(2) 障害福祉サービス等の基本指針について	7
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）について	8
第2章 みやき町の現状	9
第1節 人口の状況	9
第2節 各種手帳所持者数等の状況	10
(1) 障害者手帳所持者数の状況	10
(2) 身体障害者手帳所持者数の状況	11
(3) 療育手帳所持者数の状況	13
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況	14
(5) 自立支援医療（精神通院医療）費受給者数の状況	15
(6) 特定医療（指定難病）費受給者数の状況	15
(7) 障がい児の通学状況	16
(8) サービスの支給決定数の推移	17
第3節 アンケート調査結果	18
(1) 調査の目的	18
(2) 調査概要	18
(3) アンケート調査結果	18
第4節 事業所や支援者への調査結果	33
(1) 調査の目的	33
(2) 調査概要	33
(3) アンケート調査結果	33
(4) グループインタビュー結果	35
第3章 計画の基本的な考え方	36

第1節	計画の基本方針	36
	(1) 差別の解消と権利擁護の推進.....	36
	(2) 情報提供や相談支援体制の充実.....	36
	(3) 障害福祉サービス等の充実.....	36
	(4) 保健・医療の充実	37
	(5) 障がい児支援の充実	37
	(6) 就労と多様な社会参加の促進.....	37
	(7) 防犯・防災体制の充実	38
第2節	計画の基本理念	39
第3節	施策の体系	40
第4章	施策の展開	41
第1節	差別の解消と権利擁護の推進	41
	(1) 差別解消の推進	41
	(2) 意思疎通・意思決定支援の充実.....	42
	(3) 権利擁護の推進	43
第2節	情報提供や相談支援体制の充実	44
	(1) 情報提供体制の充実	44
	(2) 相談支援の充実	44
第3節	障害福祉サービス等の充実	45
	(1) 障害福祉サービス等の充実.....	45
	(2) 重度障がい者等への支援の充実.....	46
	(3) 介助者や保護者への支援の充実.....	47
	(4) 住まいの確保や移動支援の充実.....	47
第4節	保健・医療の充実	48
	(1) 保健・医療・福祉の連携強化.....	48
	(2) 疾病や障がいの発生や重度化予防の推進.....	48
	(3) 精神保健・医療施策の推進.....	49
	(4) 医療・リハビリテーションの充実.....	49
第5節	障がい児支援の充実	50
	(1) 早期発見・早期支援の推進.....	50
	(2) 保育所等における支援体制の充実.....	50
	(3) 一人ひとりに応じた教育の推進.....	51
第6節	就労と多様な社会参加の促進	52
	(1) 就労機会の拡充と就労の促進.....	52
	(2) 福祉的就労の場の充実	53
	(3) 地域活動等への参加の促進.....	53
	(4) スポーツや文化芸術活動の振興.....	54
第7節	防犯・防災体制の充実	55
	(1) 地域と連携した見守りの推進.....	55

(2) 災害時の避難・救助体制等の充実.....	55
(3) 防犯対策の充実	56
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	57
第1節 計画の成果目標.....	57
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	57
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	57
(3) 地域生活支援の充実	58
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	59
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	60
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	61
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	62
第2節 障害福祉サービスの見込み量と確保方策	63
(1) 訪問系サービス	63
(2) 日中活動系サービス	64
(3) 居住系サービス・施設系サービス.....	66
(4) 計画相談支援・地域相談支援.....	67
第3節 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策	68
(1) 障害児通所支援・障害児相談支援.....	68
第4節 地域生活支援事業の見込みと確保方策	70
(1) 必須事業	70
(2) 任意事業	73
第6章 計画の推進にむけて	74
第1節 計画の推進にあたって.....	74
(1) 地域自立支援協議会の役割.....	74
(2) 協働と連携による計画の推進.....	76
(3) 計画の進行管理	76
資料編.....	77
■みやき町障害者計画策定委員会設置要綱.....	77
■みやき町障害者計画策定委員会委員名簿.....	79
■用語解説.....	80

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

(1) 障がい福祉に関する動向等

国では、平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」の批准にむけて、翌年に署名し、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）」の施行（平成24年10月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法）」の改正（平成25年6月）といった国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約が批准されました。

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」では、制度の谷間のない支援の提供、また法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が掲げられるなど、このように、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

また、平成28年5月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

さらに、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されたほか、令和4年5月には障がいのあるなしに関わらず、さまざまな形での情報の取得利用等を支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人の地域生活支援や権利擁護にむけた法整備が進められています。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本町においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図る必要があります。

これらを踏まえ、「第3期みやき町障害者計画・第7期みやき町障害福祉計画・第3期みやき町障害児福祉計画」を策定します。

(2) 本計画に関連する法整備の動向

■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 「障害程度区分」(現在は「障害支援区分」)の導入 サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担)の導入
H22	【改正】障害者自立支援法の公布 ※一部平成 24 年4月施行	<ul style="list-style-type: none"> 応能負担を原則とする利用者負担の見直し 障がい者の範囲の見直し(発達障がいを追加)
H23	【改正】障害者基本法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 目的規定及び障がい者の定義の見直し 地域社会における共生、差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	障がい児施設の再編、放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を発見した者の通報義務化、虐待防止等の具体的スキームの制定 障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法の改正)	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会実現等の基本理念の制定 障がい者の範囲見直し(難病等を追加)
	障害者権利条約の批准	障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H28	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成 30 年4月施行	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進基本計画の策定 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援地域協議会の設置 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 サービスの質の確保・向上にむけた環境整備
R1	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) 特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2	障害者雇用促進法の改正	事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の創設
R3	障害者差別解消法の改正	合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	医療的ケア児が居住地に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	障害者総合支援法の改正	グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	週 10 時間以上 20 時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進(障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする)

第2節 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

① 障害者計画

障害者基本法に基づき策定されます。また、令和4年度に交付・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法など、関連する法律についても趣旨を踏まえた計画とします。

- 計画の根拠法となる障害者基本法と、関連法となる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について

障害者基本法(昭和45年法律第84号)

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)

第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

② 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、障害児福祉計画は児童福祉法に基づき策定されます。

- 障害福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 障害児福祉計画の根拠法となる児童福祉法について

児童福祉法(昭和22年法律第164号) (平成30年4月施行)

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 計画の役割

「障害者計画」は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す障がい者支援に関する基本計画となります。

対して、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は障害福祉サービスに関する事業計画（提供計画）としての役割があります。

■それぞれの計画の特徴

障害者計画

- 国の基本計画は参考にするが、各自治体が創意工夫のもと、それぞれに取り組みを検討する
- 障害福祉計画が国の指針に基づいた「サービスの提供計画」であるのに対し、障害者計画は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す、障がい者支援に関する基本的な計画
- 計画の目標が共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」であることから、計画期間が長い(自治体によって異なるが、6年あるいは10年のところもある)

障害福祉計画・障害児福祉計画

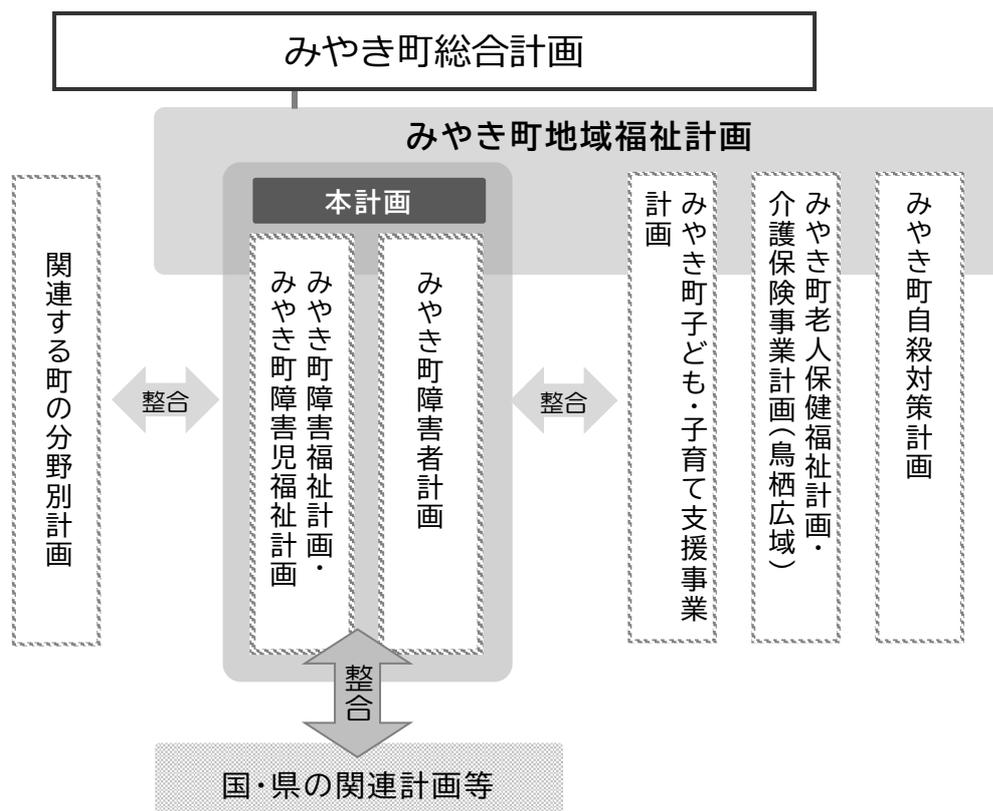
- 障害福祉サービス等、障がいのある方を支えるためのサービスの提供計画
- 国が基本指針を出しており、国の指針に則って全市町村が並行して同様の取り組み(サービス等)の計画を作る。(国が指針を出すのは障害福祉サービスの地域差(不平等)を防ぐ目的がある)
- 人口の状況や、最新の法改正等を踏まえて直近(3年間)のサービスの提供計画を作るため、計画期間が短い(3年)

(3) 計画の関係性

本計画は、本町の最上位計画である「みやき町総合計画」や、福祉分野の上位計画である「みやき町地域福祉計画」の内容を踏まえ、町の障がい福祉に関する個別計画として、「みやき町障害者計画」「みやき町障害福祉計画・みやき町障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、佐賀県の「佐賀県障害者プラン」「佐賀県障害福祉計画・佐賀県障害児福祉計画」とも整合・連携を図るものとします。

■ 計画の関係性



第3節 計画の期間

「第3期みやき町障害者計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間です。また、「第7期みやき町障害福祉計画」及び「第3期みやき町障害児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

■ 計画期間について

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	第3期計画					
障害福祉計画	第7期計画			第8期計画		
障害児福祉計画	第3期計画			第4期計画		

第4節 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨や内容を踏まえ策定します。

■障害者基本計画の概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

II 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現にむけ、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性(※)のある社会の実現(SDGsの視点)

④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

※包摂性とは、あるものを包括的に受け入れることを指します。具体的には、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和を図ることを指します。「排他的」と反対のイメージです。

(2) 障害福祉サービス等の基本指針について

本計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）も踏まえ策定します。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定におけた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

障がいのサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会における事例検討会議の実施回数等の活動指標の設定

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉サービスデータベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かい地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGs は、令和 12 (2030) 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では SDGs の採択を受け、平成 28 年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定) が策定され、令和元年 12 月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした 8 つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs 推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といったさまざまな関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGs の 17 の目標

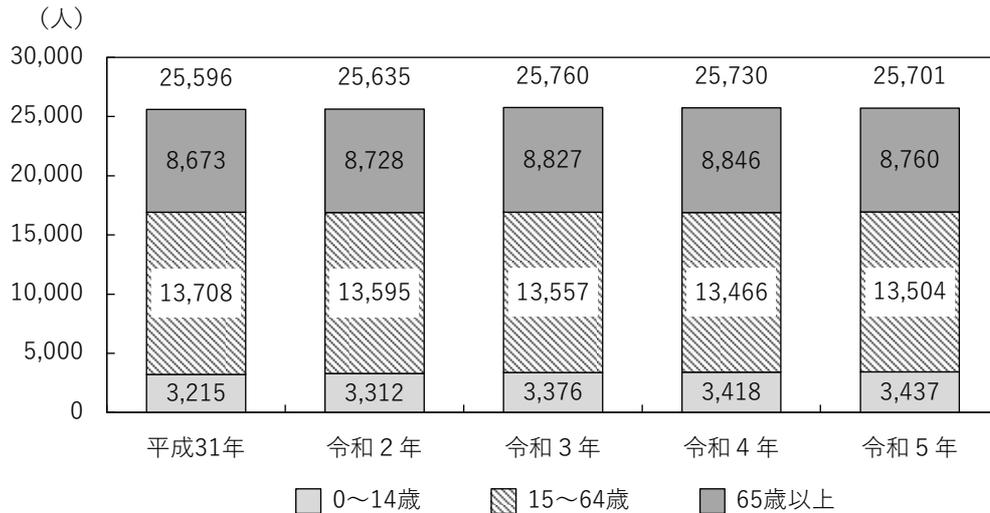


第2章 みやき町の現状

第1節 人口の状況

本町の総人口は、令和5年現在 25,701 人となっています。年齢3区分別にみると、0～14 歳の年少人口は、年々増加しており、平成 31 年から令和5年にかけて、3,215 人から 3,437 人へと 222 人増加しています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

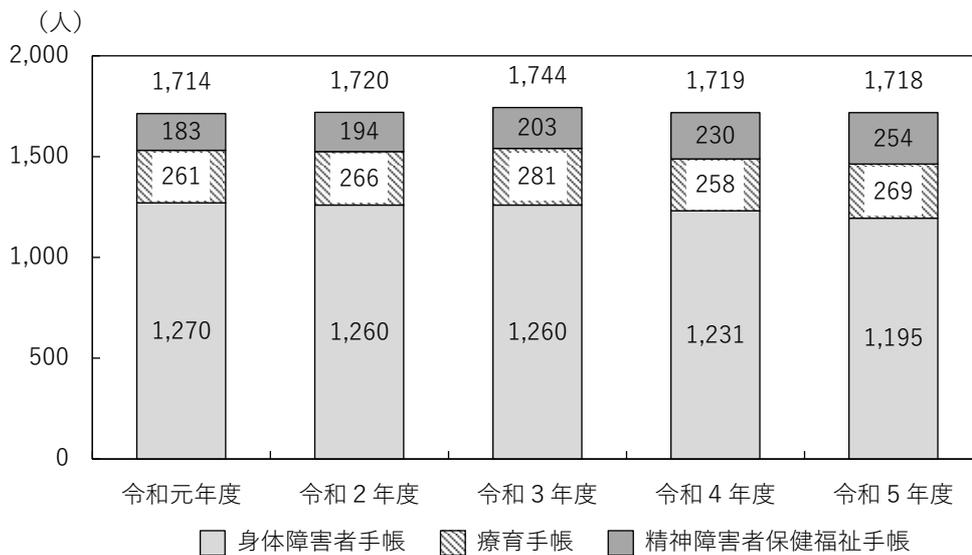
第2節 各種手帳所持者数等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

本町の障害者手帳所持者数は、令和元年度以降おおよそ1,720人前後で推移しており、令和5年度には1,718人となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度から令和5年度にかけて、1,270人から1,195人へと75人減少しています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度から令和5年度にかけて、183人から254人へと71人増加しています。療育手帳所持者数は、おおよそ260人前後で推移しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



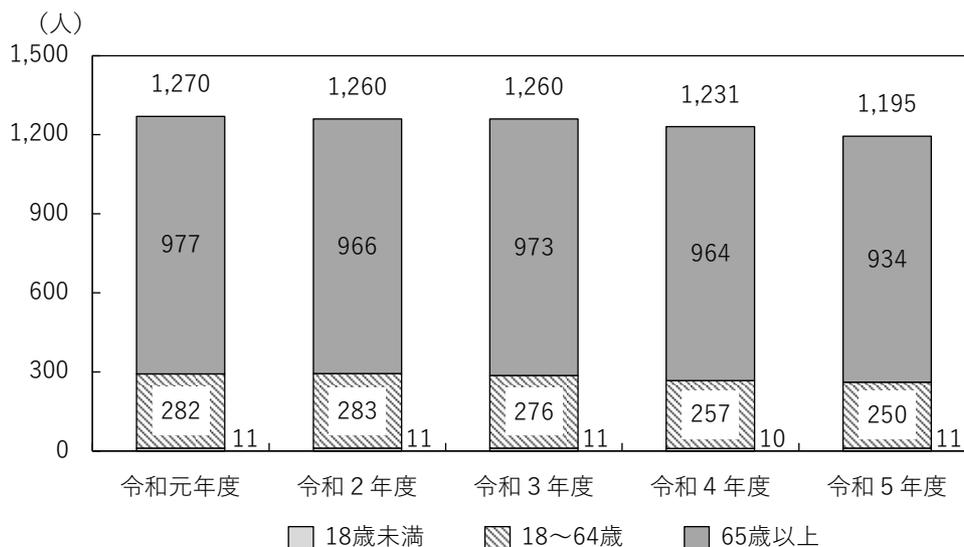
資料：子育て福祉課、佐賀県（各年度4月1日）

(2) 身体障害者手帳所持者数の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度以降減少傾向で推移しており、令和5年度には1,195人となっています。

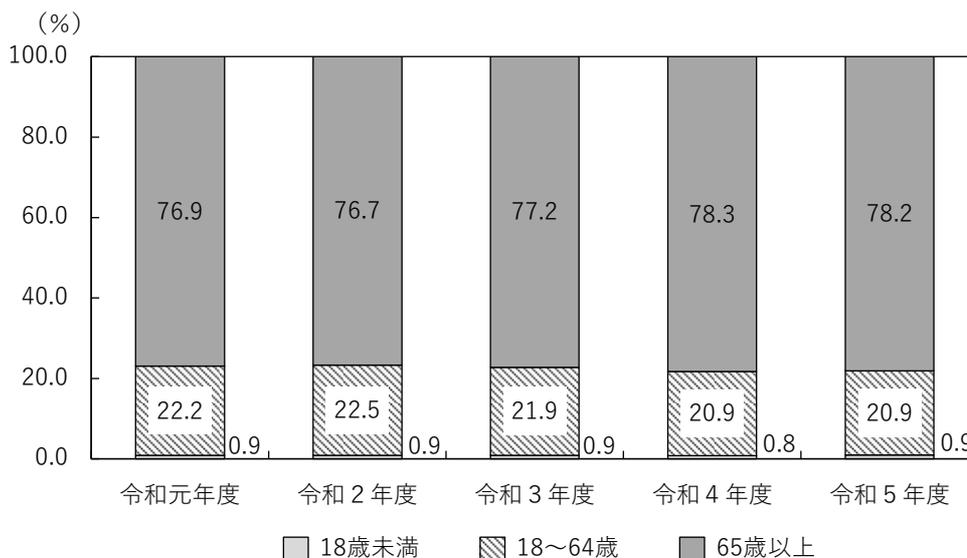
年齢別にみると、各年度とも65歳以上が最も多く、令和5年度にはその割合が78.2%となっています。等級別にみると、令和5年度は1級が357人と最も多く、次いで4級が276人、3級が169人となっています。障がい種別にみると、令和5年度は肢体不自由が592人と最も多く、次いで内部障害が401人、聴覚・平衡機能障害が115人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)



資料:子育て福祉課(各年度4月1日)

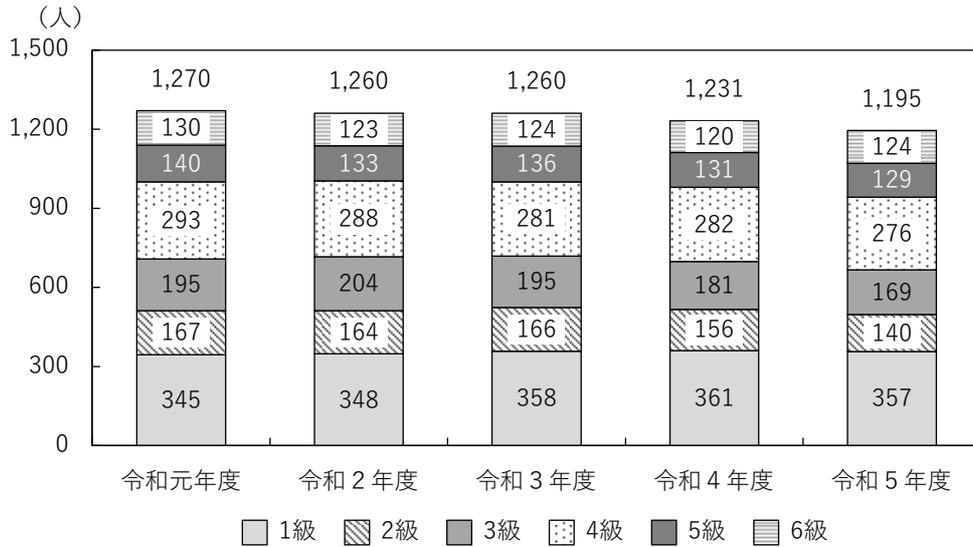
■身体障害者手帳所持者数の割合の推移(年齢別)



資料:子育て福祉課(各年度4月1日)

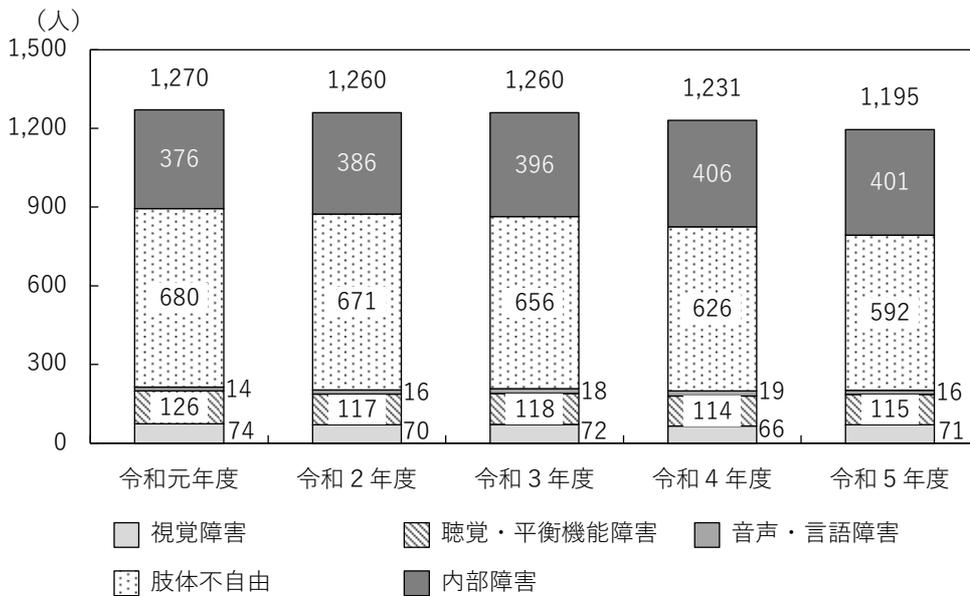
※各割合は、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：子育て福祉課（各年度4月1日）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）



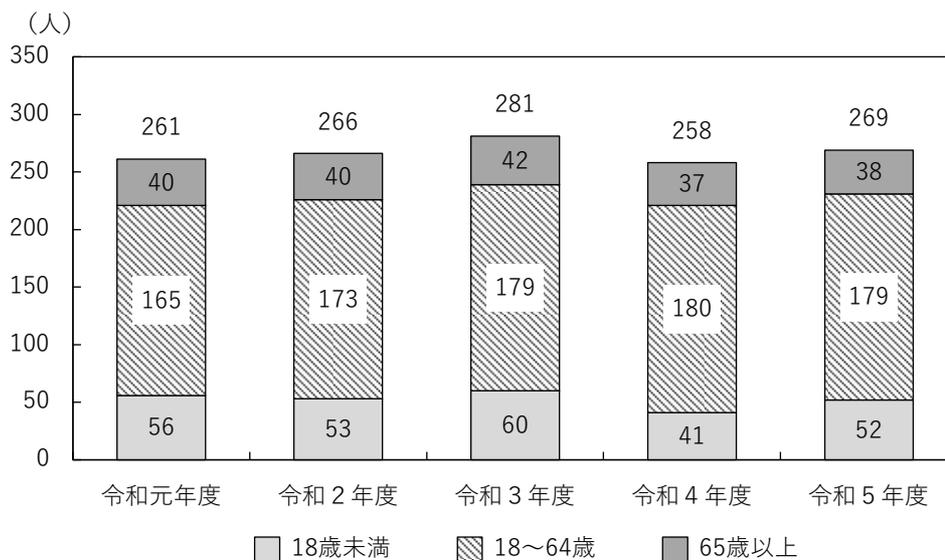
資料：子育て福祉課（各年度4月1日）

(3) 療育手帳所持者数の状況

本町の療育手帳所持者数は、令和元年度以降おおよそ 260 人前後で推移しており、令和5年度には 269 人となっています。

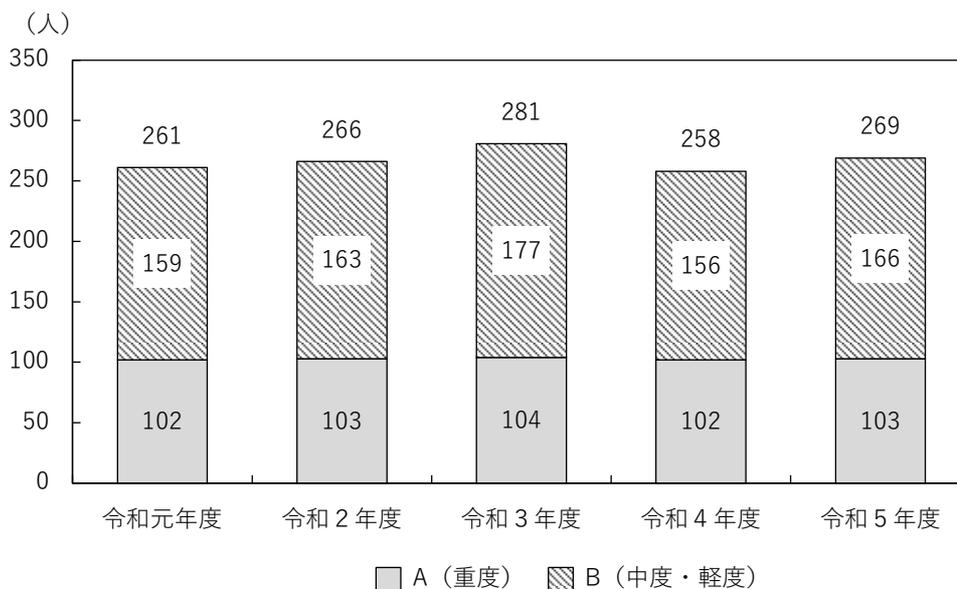
年齢別にみると、各年度とも 18～64 歳が最も多く、令和5年度には 179 人となっています。判定別にみると、重度の判定Aは令和元年度以降おおむね横ばいで推移しています。中度・軽度の判定Bは令和3年度から令和4年度にかけて減少したものの、令和5年度には再び増加し、166 人となっています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：子育て福祉課（各年度4月1日）

■療育手帳所持者数の推移（判定別）



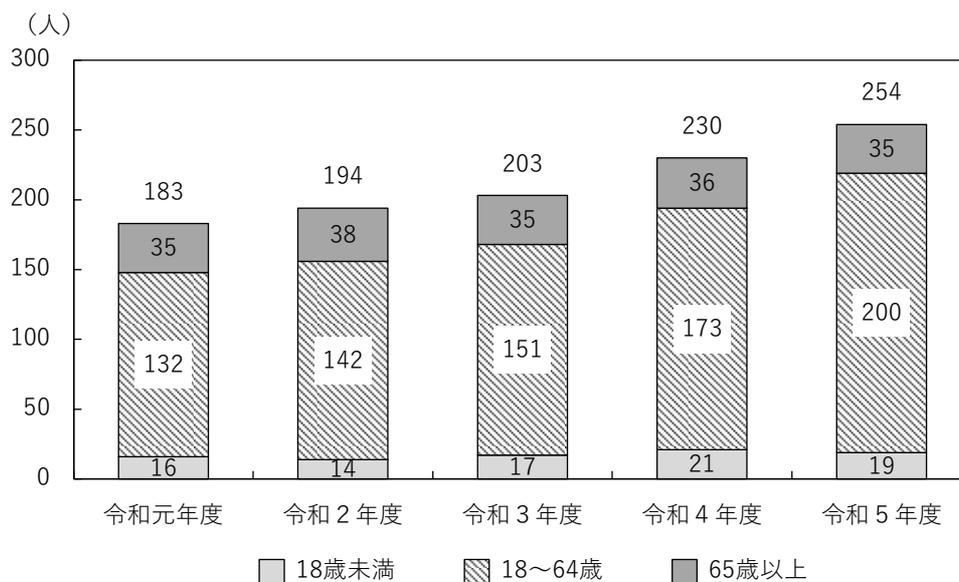
資料：子育て福祉課（各年度4月1日）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度以降増加しており、令和5年度には 254 人となっています。

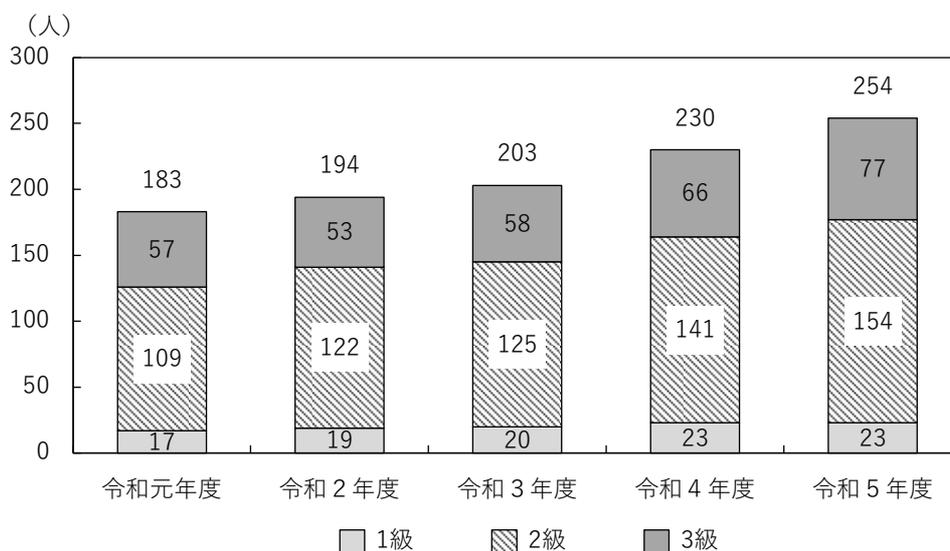
年齢別にみると、各年度とも 18～64 歳が最も多く、令和5年度には 200 人となっています。等級別にみると、令和元年度から令和5年度にかけていずれの等級も増加しており、なかでも2級は 109 人から 154 人へと 45 人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：佐賀県（各年度4月1日）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

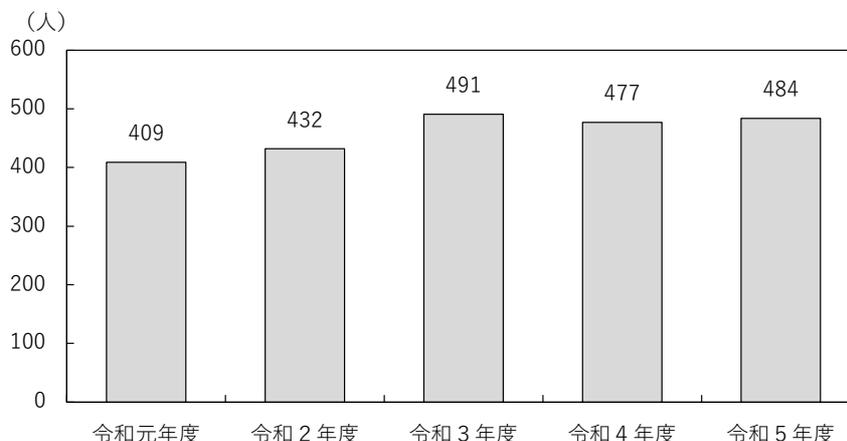


資料：佐賀県（各年度4月1日）

(5) 自立支援医療(精神通院医療)費受給者数の状況

自立支援医療(精神通院医療)費受給者数は、令和3年度から令和4年度にかけて減少したものの、令和5年度には再び増加し、484人となっています。

■ 自立支援医療(精神通院医療)費受給者数の推移

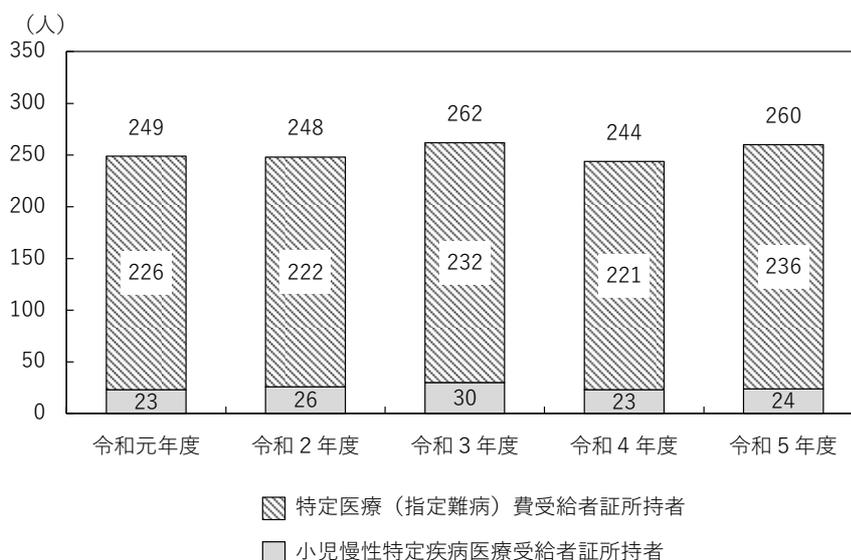


資料:佐賀県(各年度4月1日)

(6) 特定医療(指定難病)費受給者数の状況

特定医療(指定難病)費受給者数は、令和元年度以降おおよそ230人前後で推移しており、令和5年度には236人となっています。小児慢性特定疾病医療受給者数は、令和元年度以降おおよそ25人前後で推移しており、令和5年度には24人となっています。

■ 特定医療(指定難病)費受給者数の推移



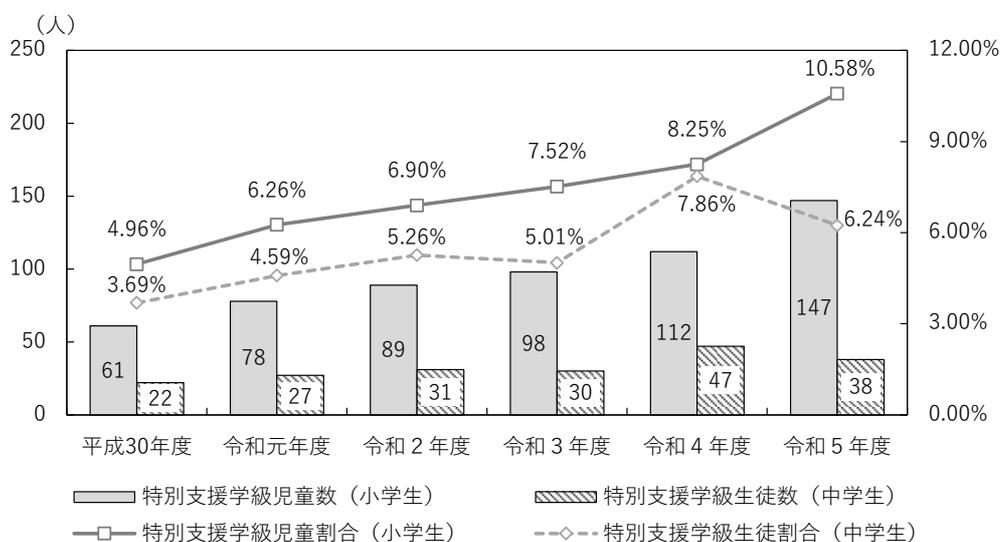
資料:佐賀県(各年度4月1日)

(7) 障がい児の通学状況

特別支援学級在籍児童数(小学生)は平成30年度以降増加しており、令和5年度には147人となっています。全児童に占める割合(小学生)をみると、平成30年度から令和5年度にかけて、4.96%から10.58%と5.62ポイント増加しています。特別支援学級在籍生徒数(中学生)は、平成30年度から令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度には減少に転じ、38人となっています。全生徒に占める割合(中学生)をみると、平成30年度から令和5年度にかけて、3.69%から6.24%と2.55ポイント増加しています。

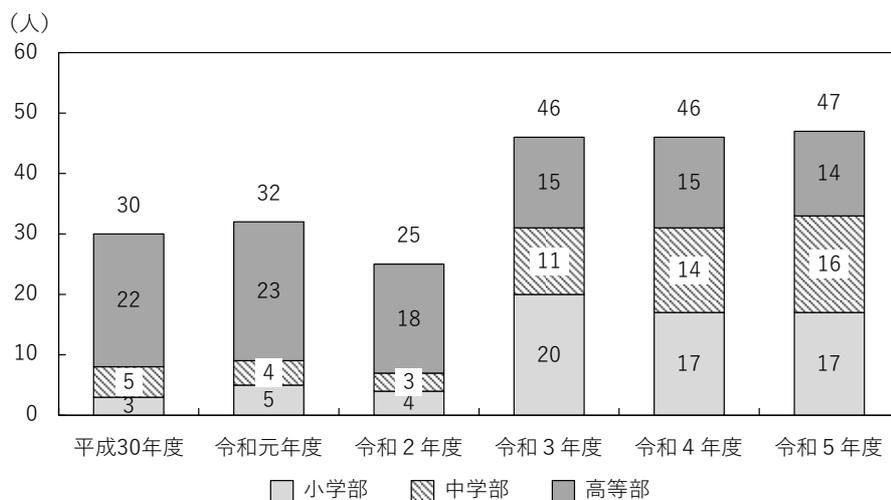
町内在住の特別支援学校の在籍者数は、令和3年度以降おおむね横ばいで推移しており、令和5年度は小学部が17人、中学部が16人、高等部が14人で合計47人となっています。

■特別支援学級の在籍児童・生徒数と割合の推移



資料:学校教育課(各年度5月1日)

■町内在住の特別支援学校の在籍者数の推移



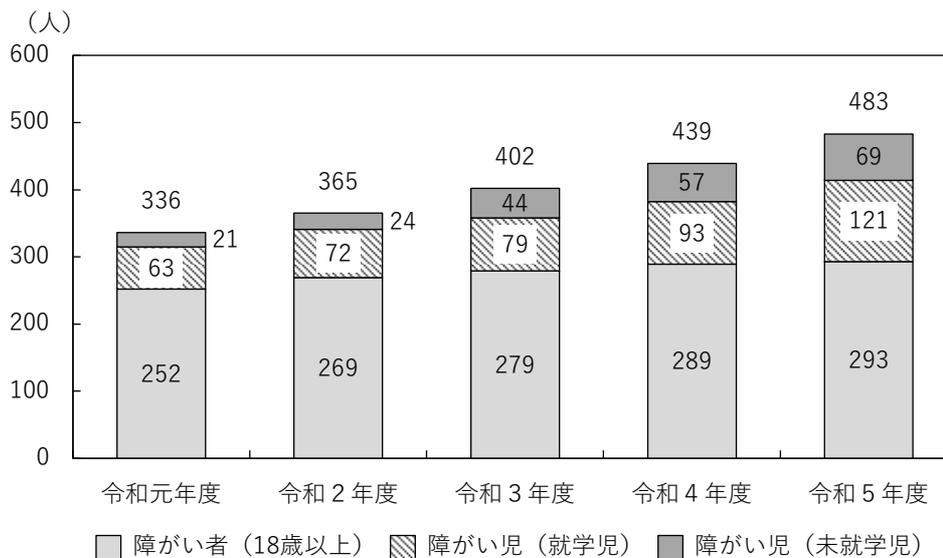
資料:学校教育課(各年度5月1日)

(8) サービスの支給決定数の推移

サービスの支給決定数の推移をみると、障がい者（18歳以上）、障がい児（18歳未満（就学児・未就学児））いずれも令和元年度以降増加しており、令和5年度には障がい者（18歳以上）が293人、障がい児（就学児）が121人、障がい児（未就学児）が69人となっています。

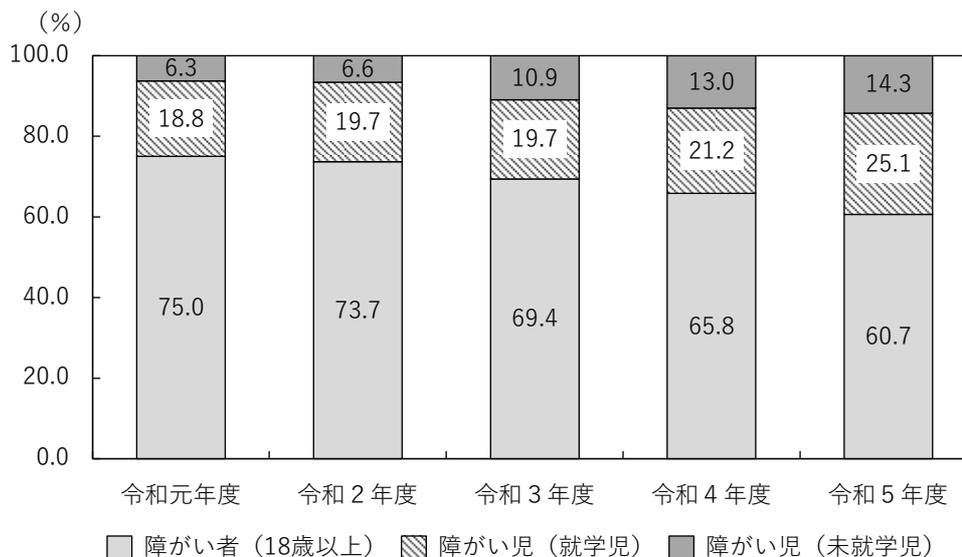
支給決定数に占める割合についてみると、障がい者（18歳以上）の割合が減少している一方、障がい児（18歳未満（就学児・未就学児））の割合は増加しており、令和5年度には39.4%と、約4割を占めています。

■障害福祉サービス、障害児通所サービスの支給決定数の推移



資料：子育て福祉課（各年度4月1日）

■障害福祉サービス、障害児通所サービスの支給決定数の割合の推移



資料：子育て福祉課（各年度4月1日）

第3節 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

町内にお住まいの、障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方に対し、障害福祉サービス等の利用実態や意見などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

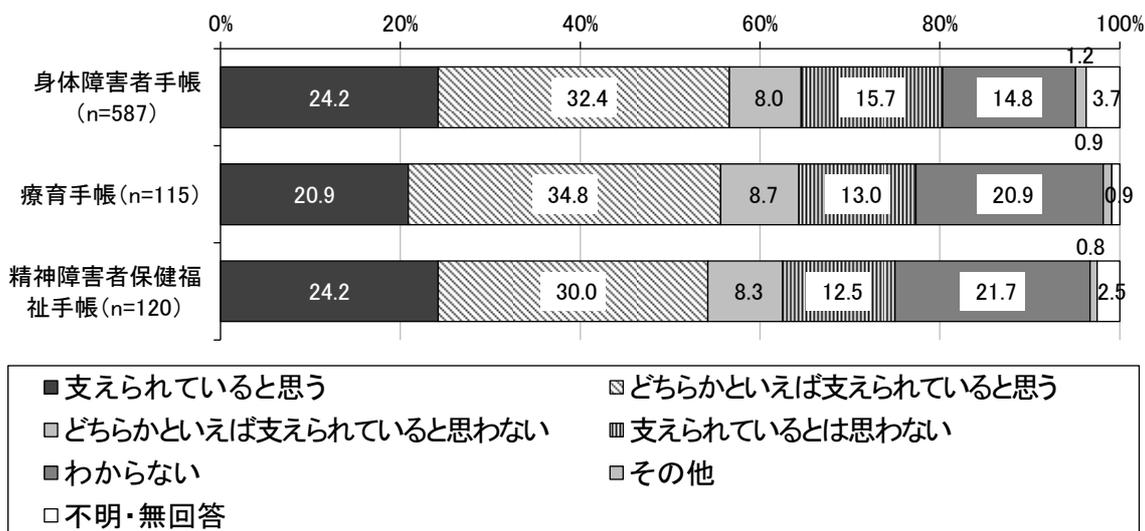
■調査の対象者等について

項目	概要
調査対象者	町内在住の障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方
調査期間	令和5年9月11日(月)～9月25日(月)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
配布数	1,661件
有効回収数	890件
有効回収率	53.6%

(3) アンケート調査結果

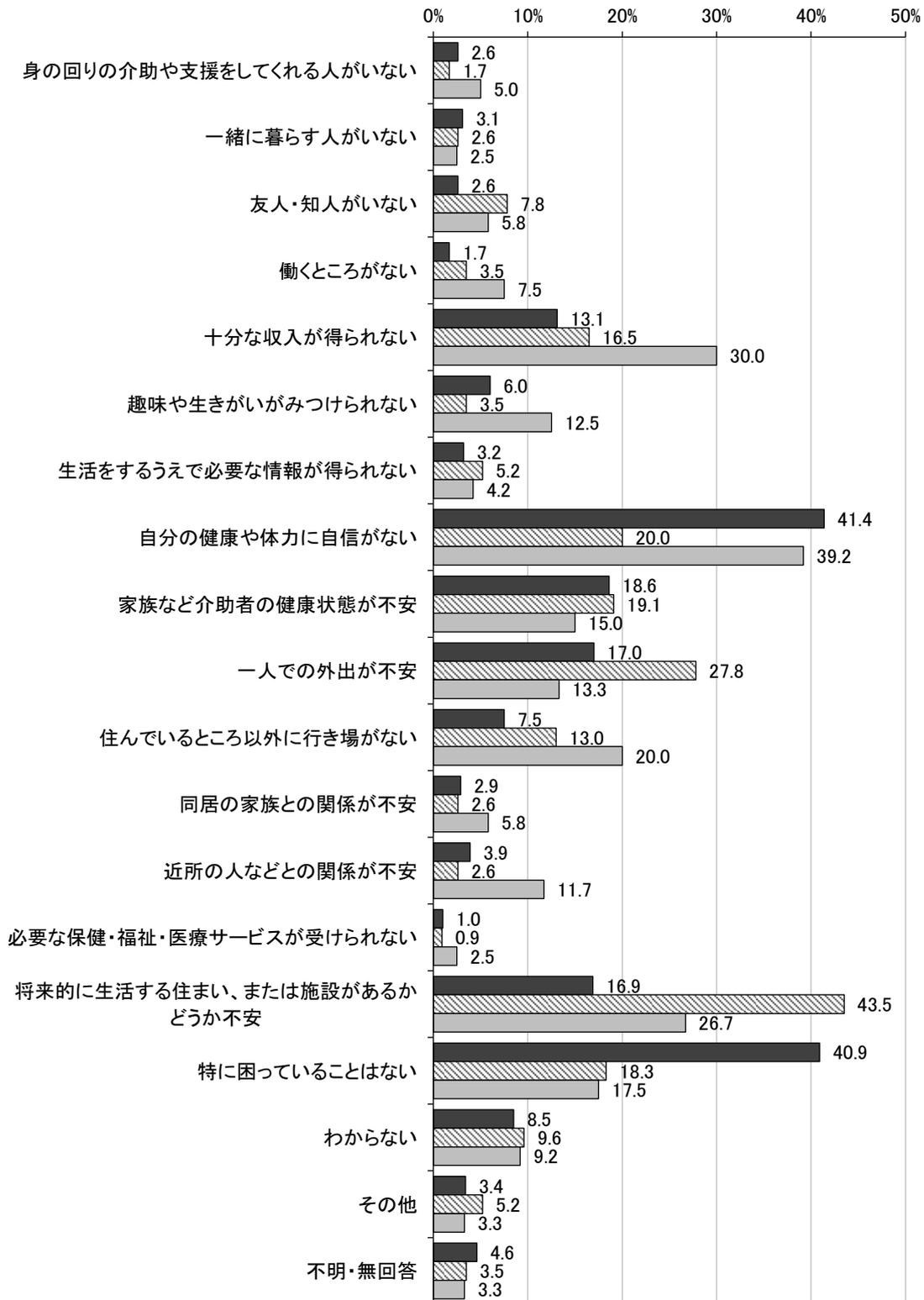
問. あなたは地域の人たちに支えられているという実感をもっていますか。

地域の人たちに支えられているという実感をもっているかについて、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「どちらかといえば支えられていると思う」が最も高くなっています。



問. あなたが現在の生活で困っていることや不安なことはどのようなことですか。

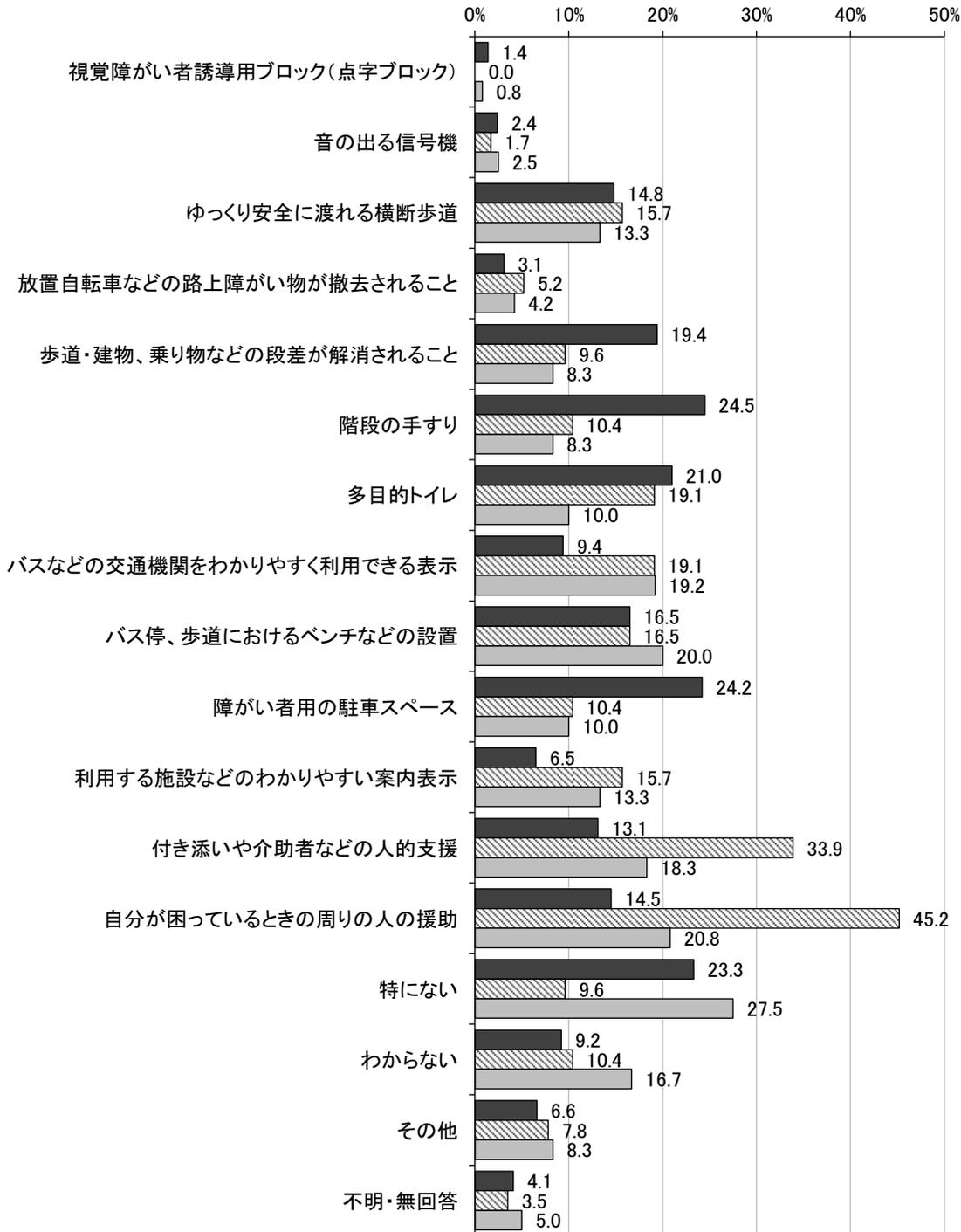
現在の生活で困っていることや不安なことについて、所持手帳種類別にみると、[療育手帳]では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」、その他の種別では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。



■ 身体障害者手帳 (n=587) ▨ 療育手帳 (n=115) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (n=120)

問. あなたが外出することを考えたとき、充実してほしいことはありますか。

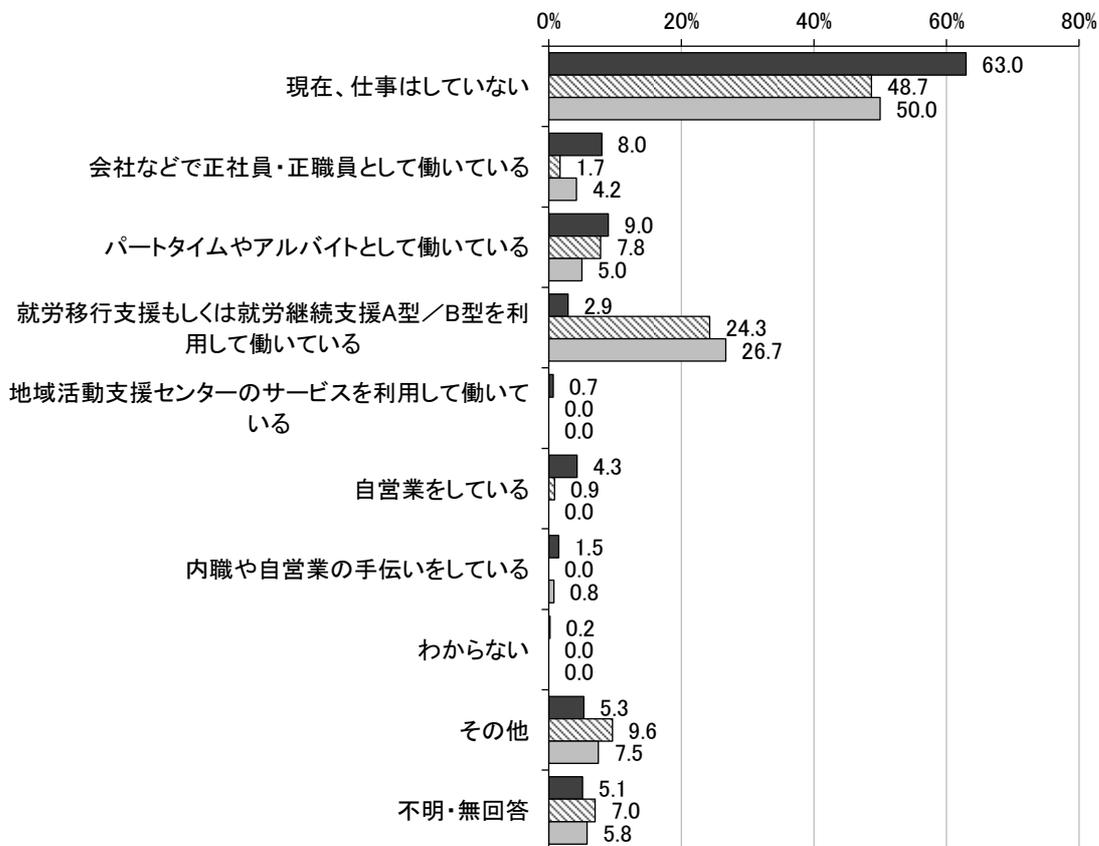
外出時に充実してほしいことについて、所持手帳種類別にみると、[身体障害者手帳]では「階段の手すり」、[療育手帳]では「自分が困っているときの周りの人の援助」、[精神障害者保健福祉手帳]では「特にない」が最も高くなっています。



■ 身体障害者手帳 (n=587) ▨ 療育手帳 (n=115) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (n=120)

問. 現在、あなたはどのような仕事をしていますか。

現在の仕事について、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「現在、仕事はしていない」が最も高くなっています。

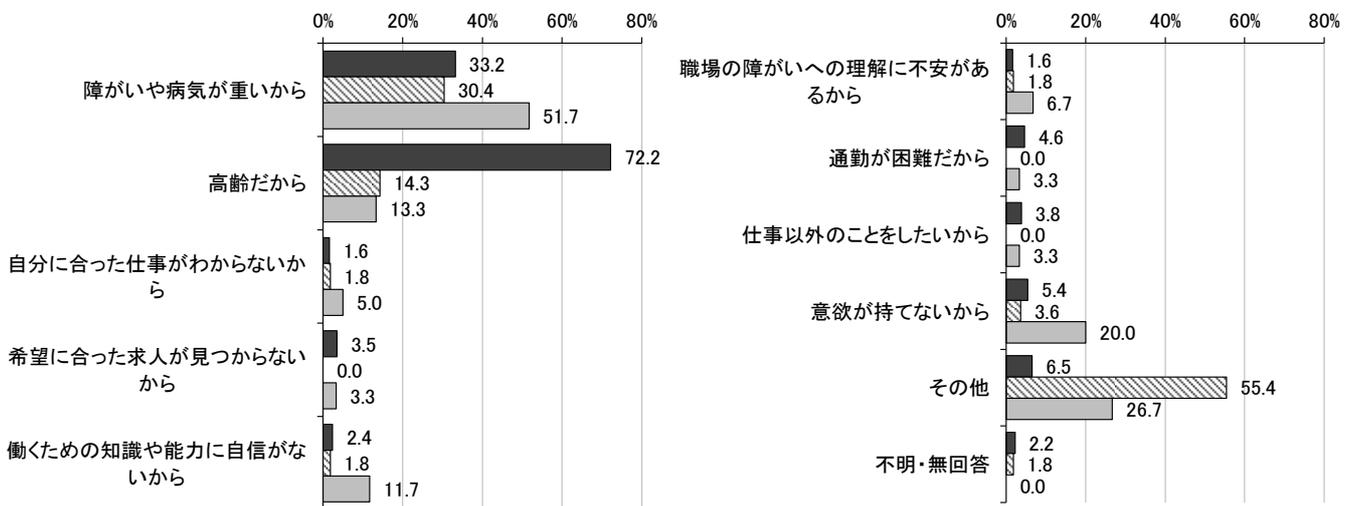


■ 身体障害者手帳 (n=587) ▨ 療育手帳 (n=115) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (n=120)

※前の問で「現在、仕事はしていない」と回答された方にお聞きします。

問. あなたが就労していない理由は何ですか。

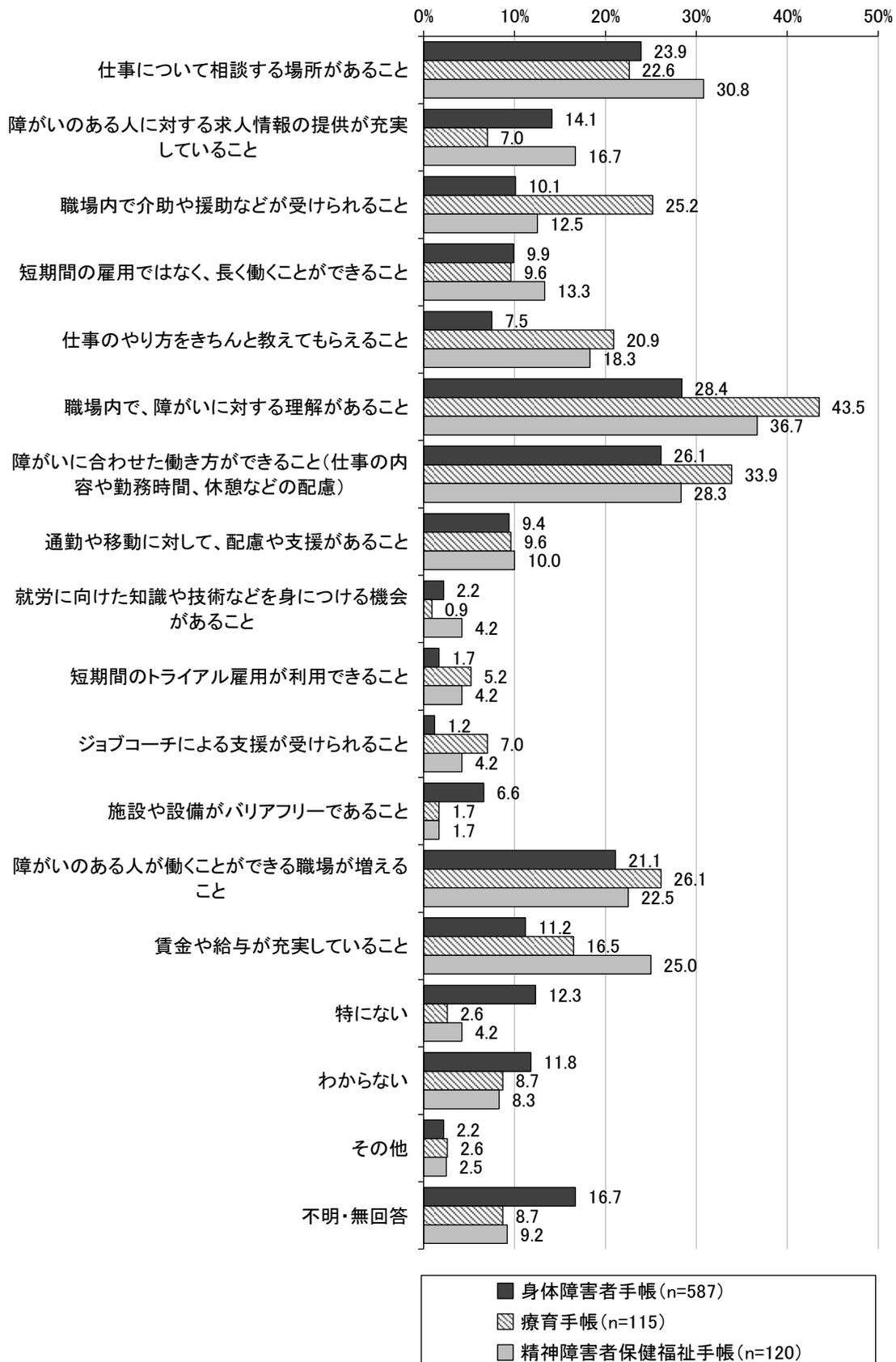
就労していない理由について、所持手帳種類別にみると、「その他」を除くと、[身体障害者手帳]では「高齢だから」、その他の種別では「障がいや病気が重いから」が最も高くなっています。



■ 身体障害者手帳 (n=370) ▨ 療育手帳 (n=56) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (n=60)

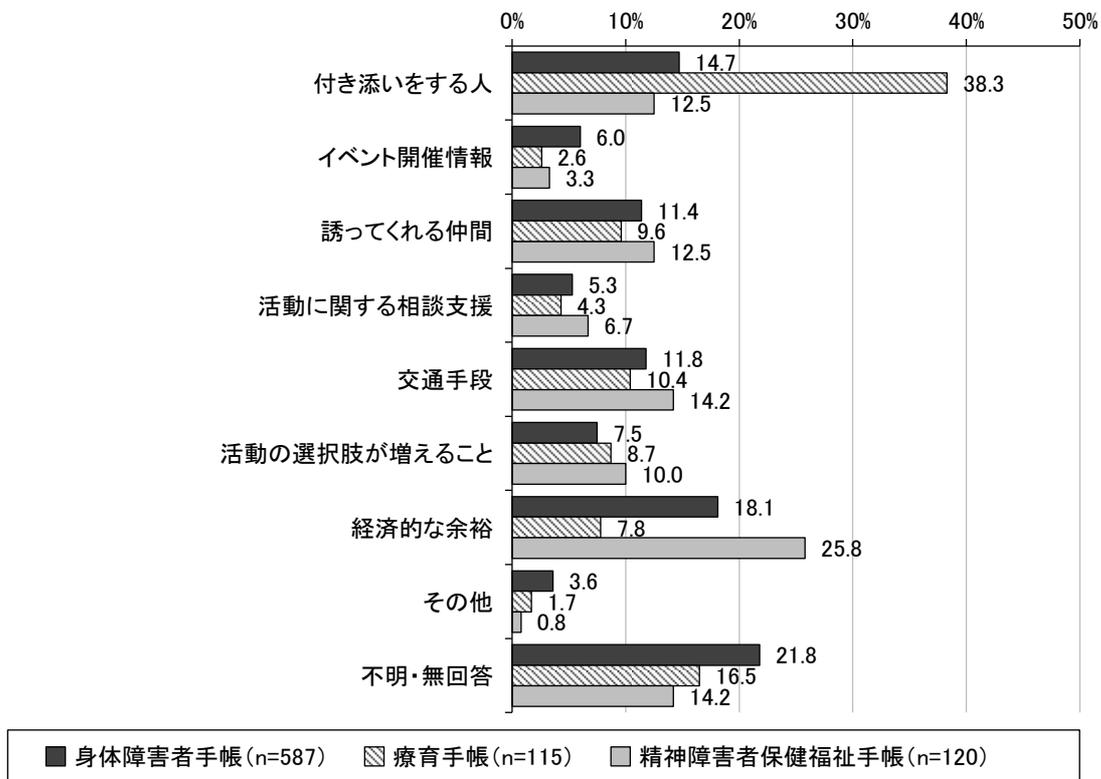
問. 障がいのある人が働く場合、どのような配慮が必要だと思いますか。

障がいのある人が働く場合に必要な配慮について、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「職場内で、障がいに対する理解があること」が最も高くなっています。



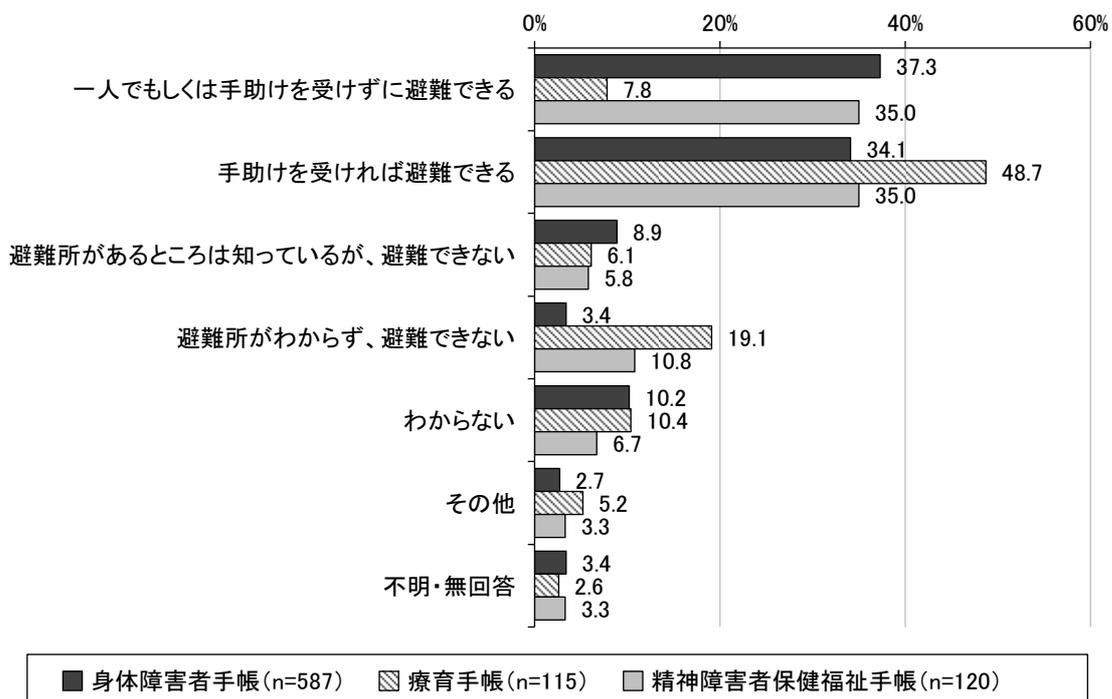
問. 余暇活動や社会的活動を行うには、主に何が必要だと思えますか。

余暇活動や社会的活動を行うために必要なことについて、所持手帳種類別にみると、〔療育手帳〕では「付き添いをする人」、その他の種別では「経済的な余裕」が最も高くなっています。



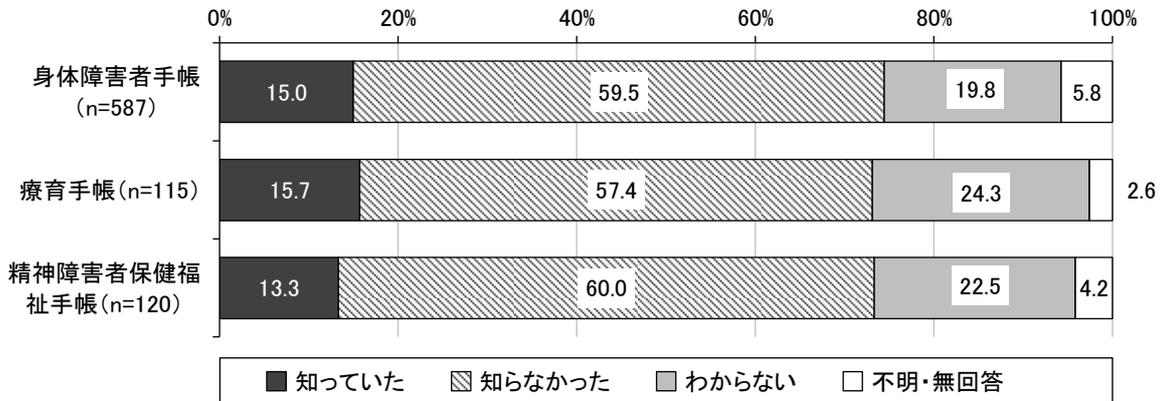
問. あなたは今後災害が起こったとき、一人で避難所へ避難できますか。

今後災害が起こったときに一人で避難所へ避難できるかについて、所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「一人でもしくは手助けを受けずに避難できる」、〔療育手帳〕では「手助けを受ければ避難できる」、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「一人でもしくは手助けを受けずに避難できる」「手助けを受ければ避難できる」が最も高くなっています。



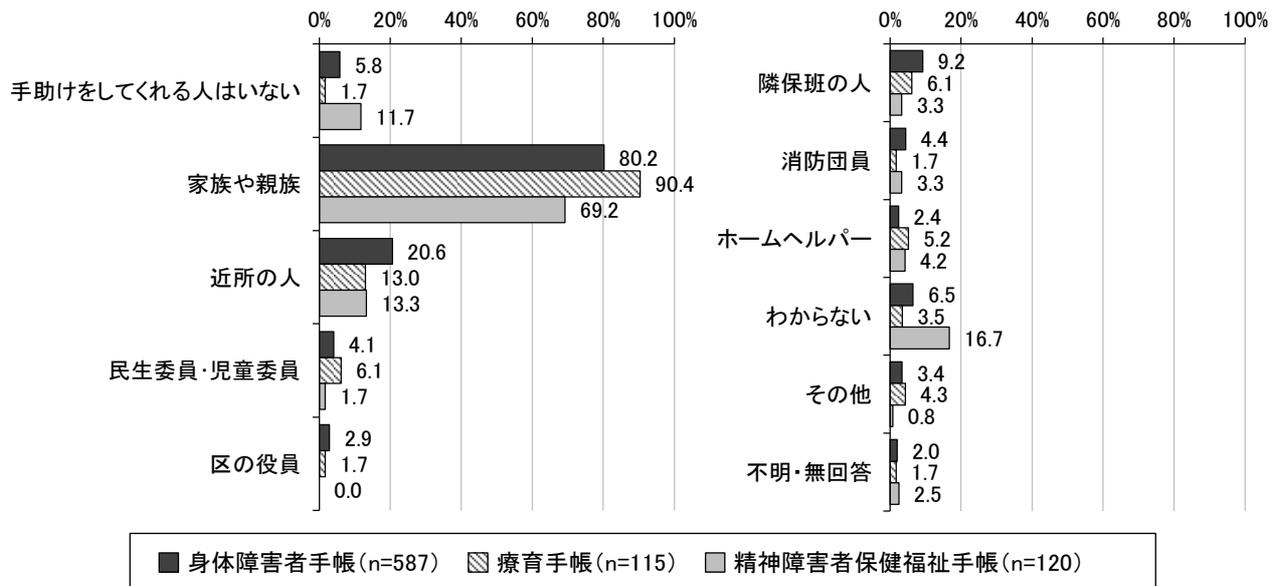
問. あなたは福祉避難所を知っていますか。

福祉避難所を知っているかについて、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「知らなかった」が最も高くなっています。



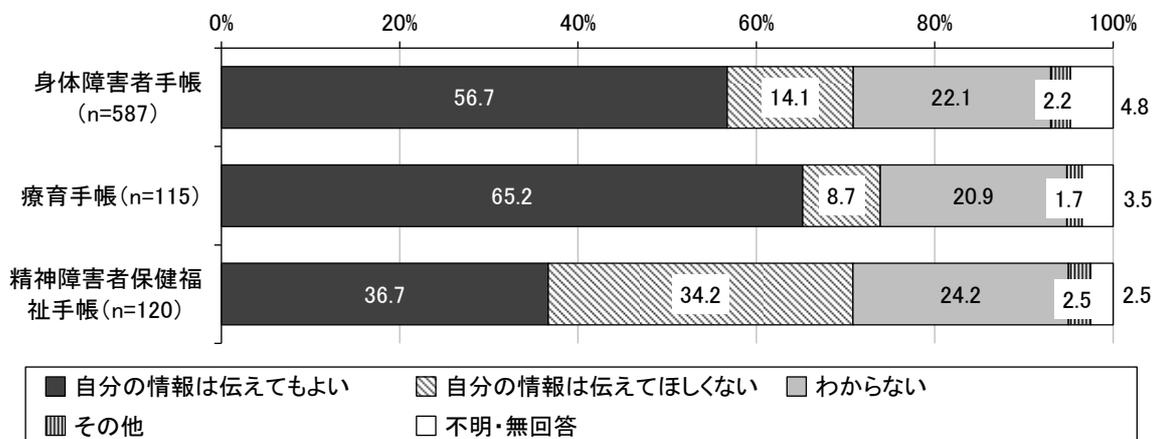
問. あなたが家にいる間に災害のため避難が必要になったとき、今後手助けをしてくれる人はどなたですか。

家にいる間に災害のため避難が必要になったとき、手助けしてくれる人について、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「家族や親族」が最も高くなっています。



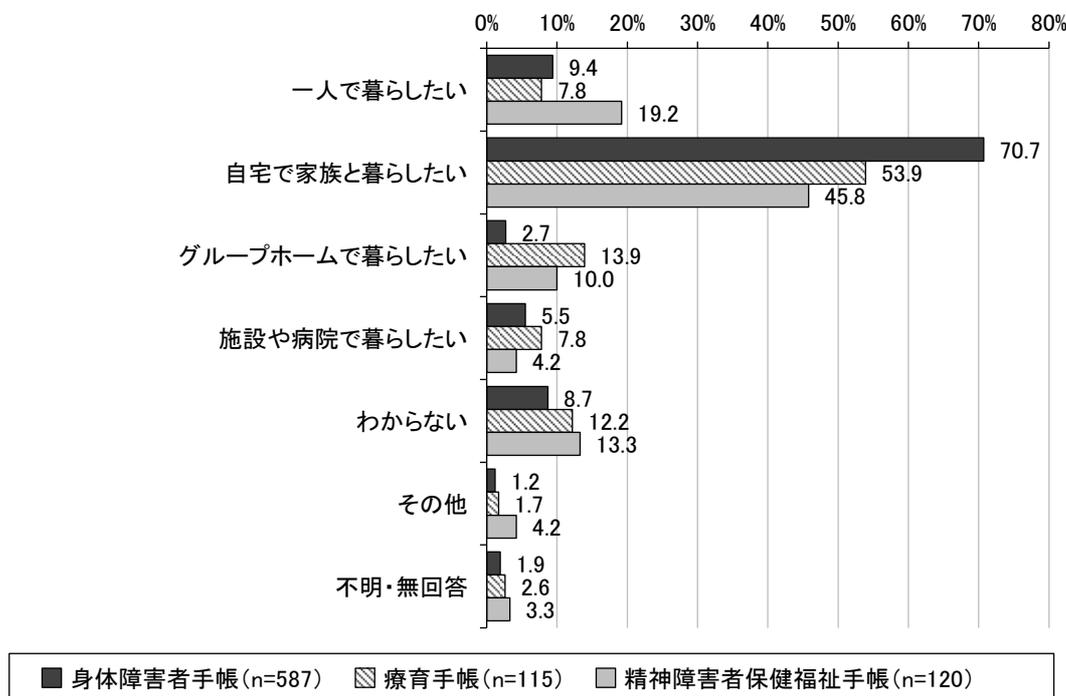
問. 災害時の救援のために、あなたの障がいに関する情報を、あなたが了承する範囲で、自治会などに事前に伝えてもよいと思いますか。

災害時の救援のために、障がいに関する情報を了承の範囲で自治会などに事前に伝えてよいかについて、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「自分の情報は伝えてもよい」が最も高くなっています。



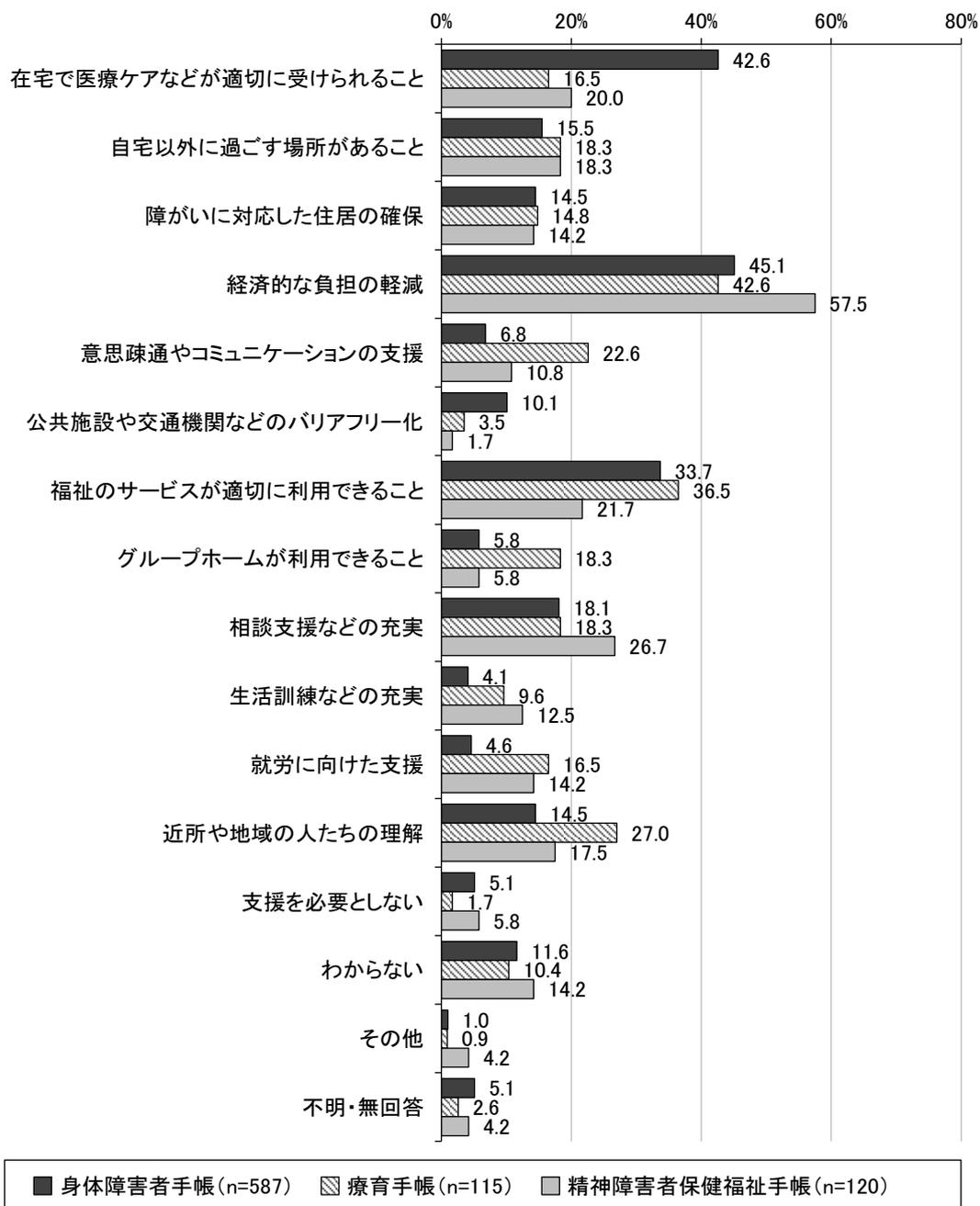
問. あなたは今後、どのように暮らしたいですか。

今後、どのように暮らしたいかについて、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「自宅で家族と暮らしたい」が最も高くなっています。



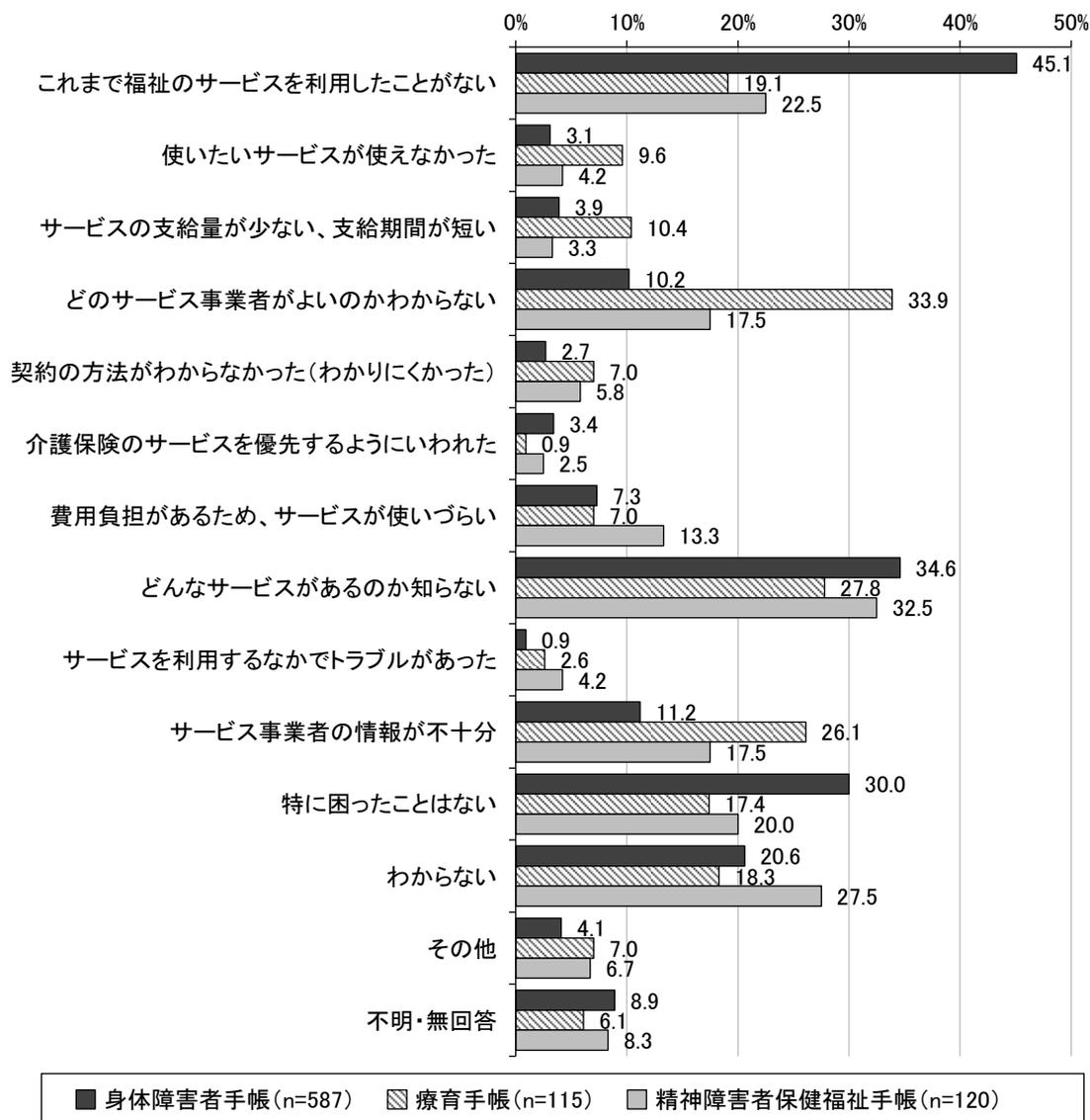
問. あなたが自宅など、地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。

地域で生活を営むときに必要な支援について、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。



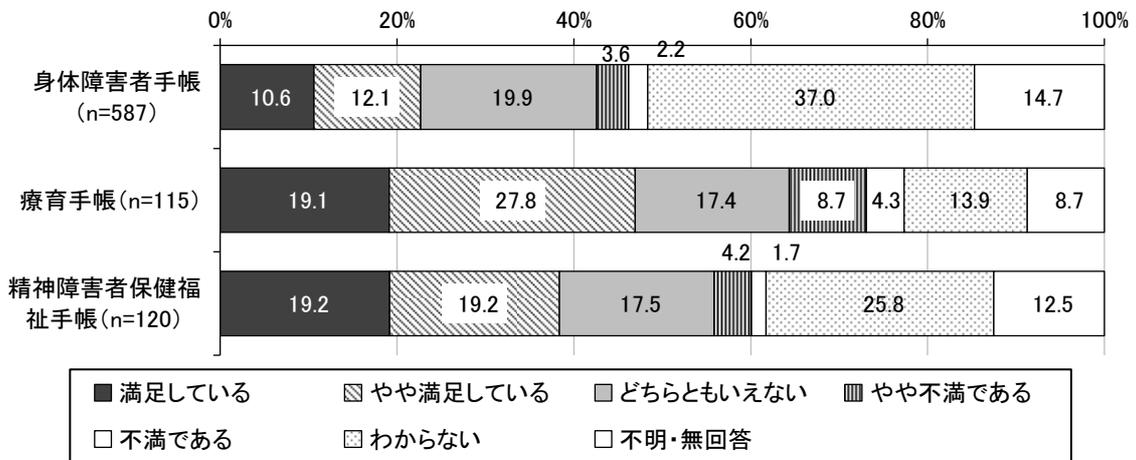
問. あなたは福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。

福祉のサービス利用時に困ったことについて、所持手帳種類別にみると、[身体障害者手帳]では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」、[療育手帳]では「どのサービス事業者がよいかわからない」、[精神障害者保健福祉手帳]では「どんなサービスがあるのか知らない」が最も高くなっています。



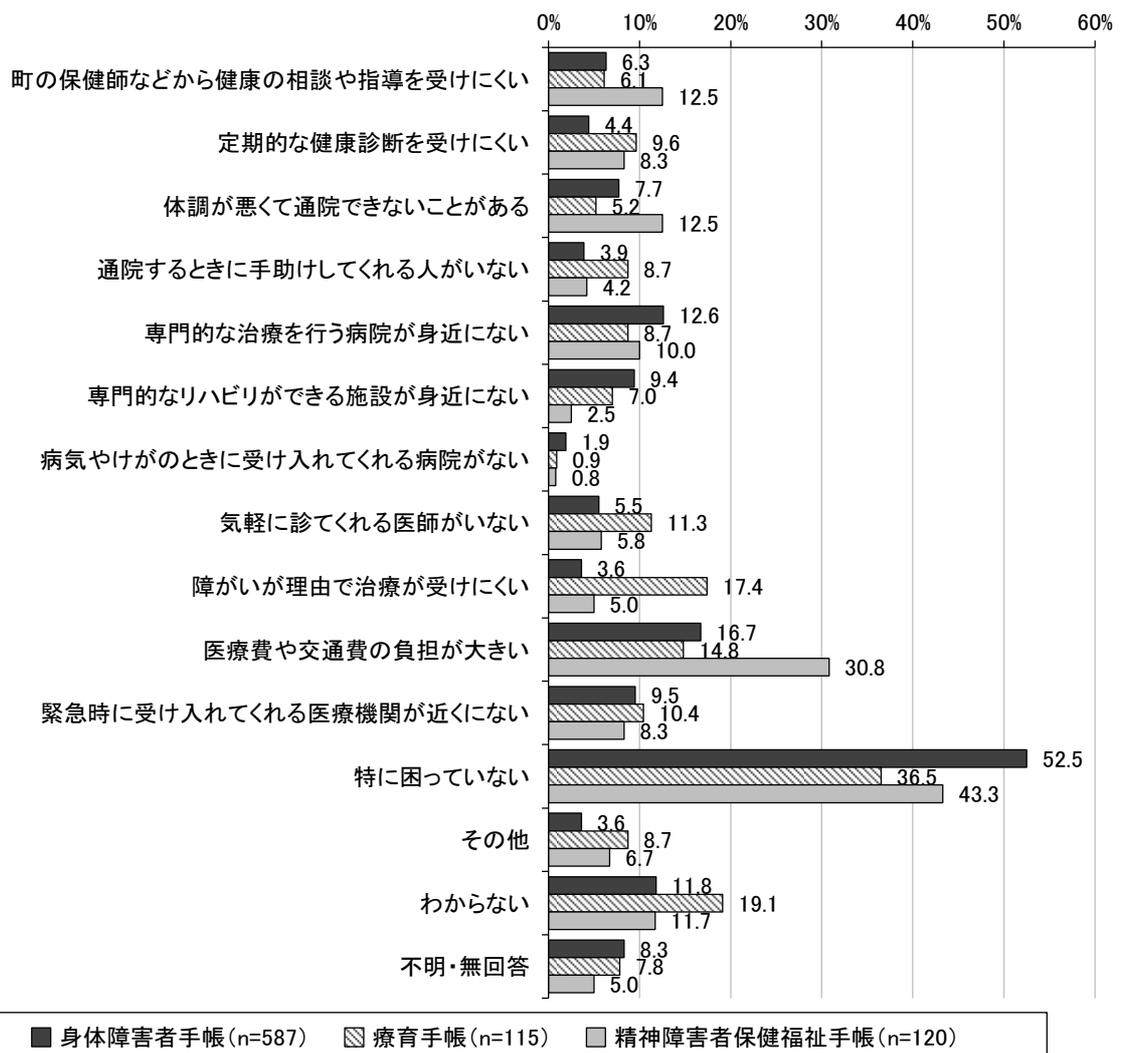
問. あなたは現在提供されている障害福祉サービスに満足していますか。

現在提供されている障害福祉サービスの満足度について、所持手帳種類別にみると、〔療育手帳〕では「やや満足している」、その他の種別では「わからない」が最も高くなっています。



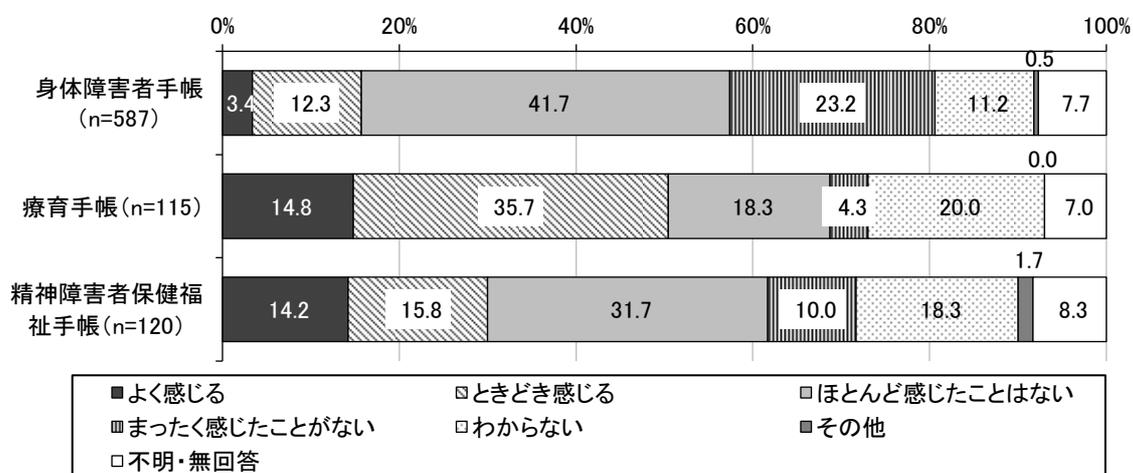
問. 保健や医療について、あなたが困っていることは、どのようなことですか。

保健や医療で困っていることについて、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「特に困っていない」が最も高くなっています。



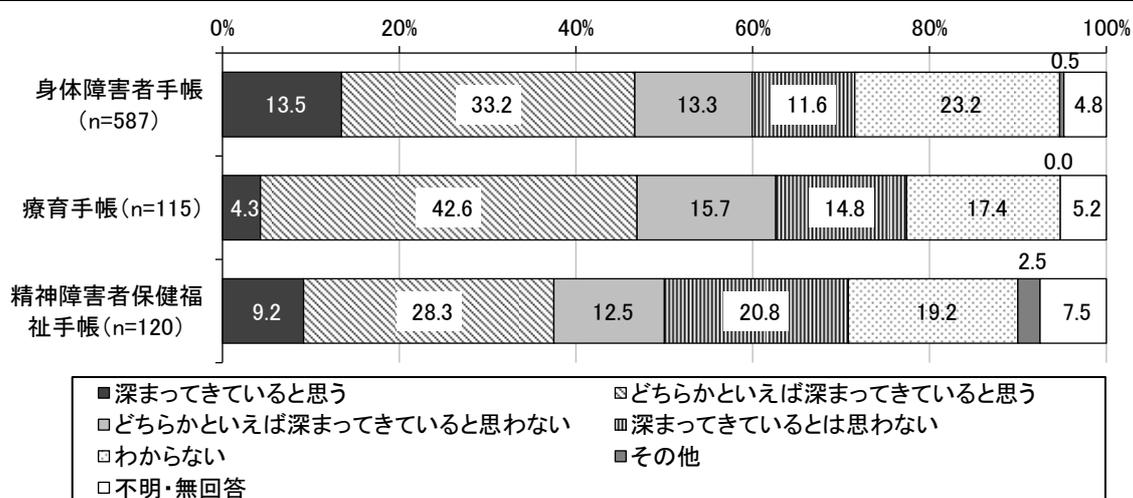
問. 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時があるかについて、所持手帳種類別にみると、[療育手帳]では「ときどき感じる」、その他の種別では「ほとんど感じたことはない」が最も高くなっています。



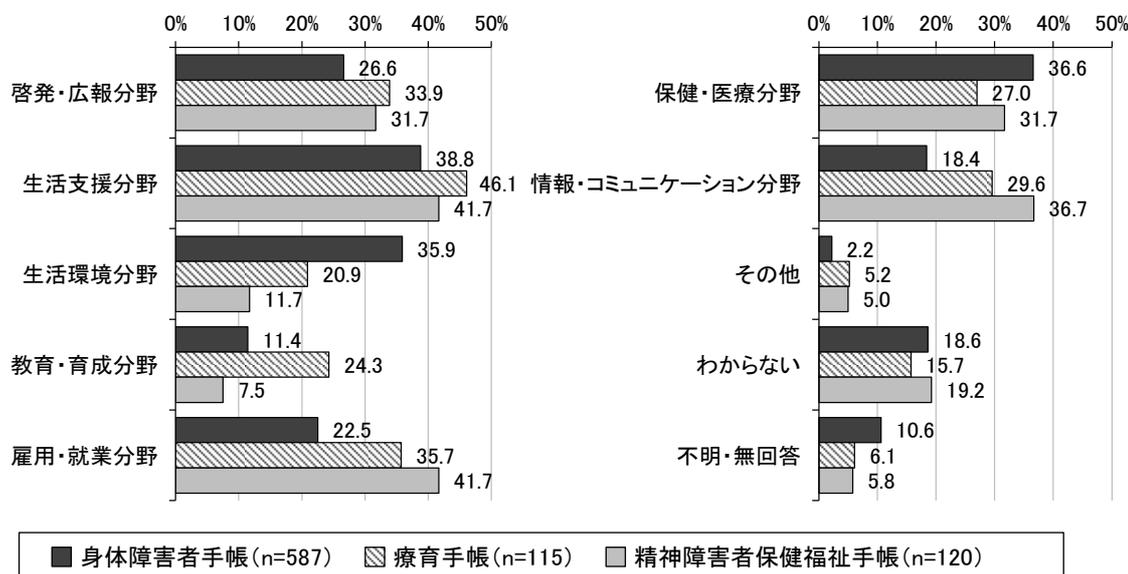
問. あなたは周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思いますか。

周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思うかについて、所持手帳種類別にみると、すべての種別で「どちらかといえば深まってきていると思う」が最も高くなっています。



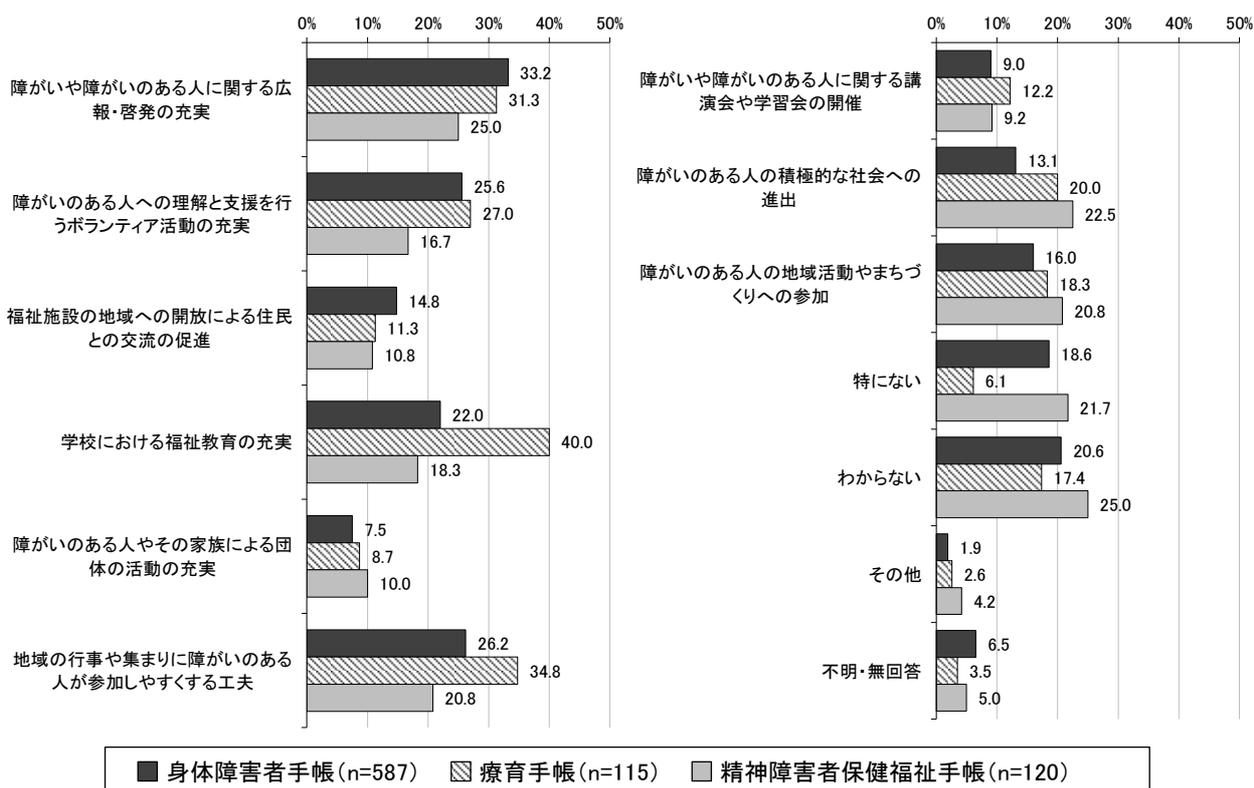
問. 町が障がい者計画を策定するにあたって、あなたが特に検討してほしい分野は何ですか。

町が障がい者計画を策定するにあたって特に検討してほしい分野について、所持手帳種類別にみると、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「生活支援分野」「雇用・就業分野」、その他の種別では「生活支援分野」が最も高くなっています。



問. 障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことは、どのようなことですか。

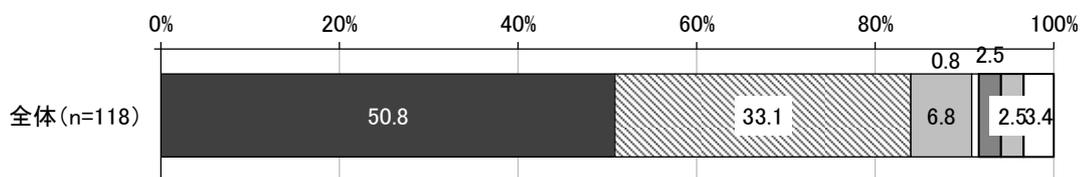
障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるために何が必要かについて、所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」、〔療育手帳〕では「学校における福祉教育の充実」、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」「わからない」が最も高くなっています。



※18歳未満の子どもの保護者にお聞きします。

問. 通園・通学先で希望する配慮や支援が受けられていますか。

通園・通学先で希望する配慮や支援が受けられているかについてみると、「受けられている」が50.8%と最も高く、次いで「ある程度受けられている」33.1%となっています。

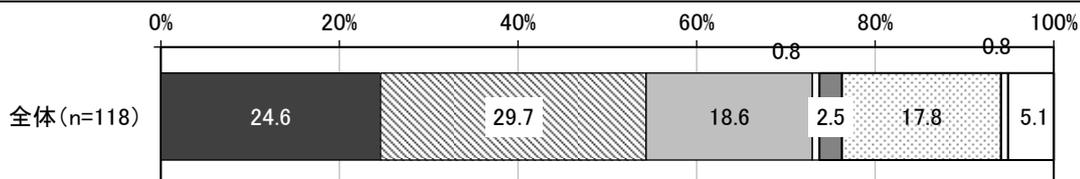


- 受けられている
- ▨ ある程度受けられている
- ▩ どちらともいえない
- あまり受けられていない
- 受けられていない
- わからない
- 不明・無回答

※18歳未満の子どもの保護者にお聞きします。

問. 学校卒業後の進路希望は、次のうちどれに近いですか。

学校卒業後の進路希望についてみると、「就職したい(一般就労)」が29.7%と最も高く、次いで「就労の場、生活訓練、社会参加の場を提供する通所施設を利用したい」が24.6%となっています。

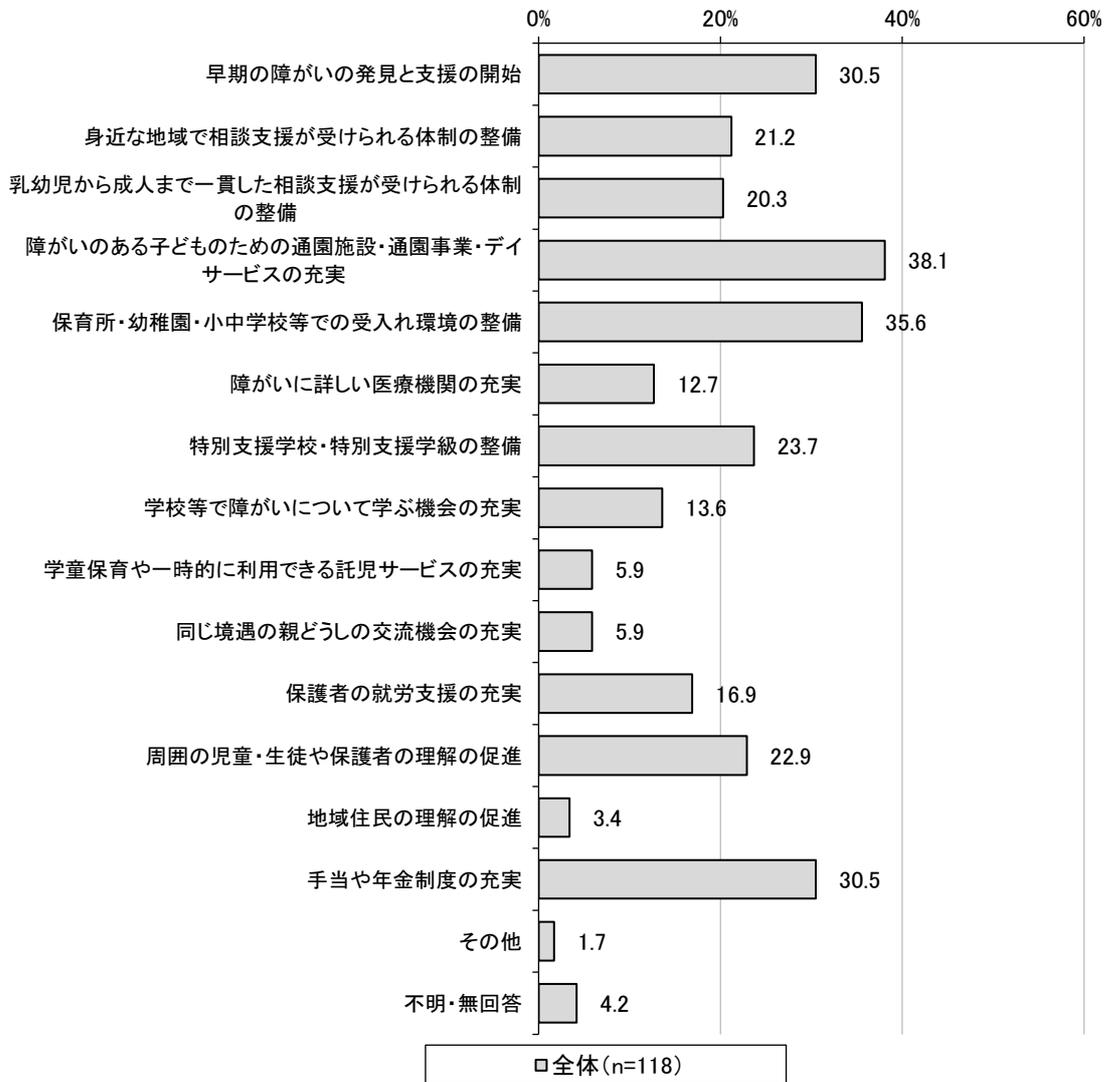


- 就労の場、生活訓練、社会参加の場を提供する通所施設を利用したい
- ▨ 就職したい(一般就労)
- ▩ 進学したい
- 家事や家業の手伝いをしたい
- その他
- わからない
- 特に希望はない
- 不明・無回答

※18歳未満の子どもの保護者にお聞きします。

問. 障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるために必要なことについてみると、「障がいのある子どものための通園施設・通園事業・デイサービスの充実」が38.1%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備（医療ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等）」が35.6%となっています。



第4節 事業所や支援者への調査結果

(1) 調査の目的

町内の障害福祉サービス事業所や支援者に対し、サービスの提供状況や事業運営上の課題、今後の展望等を把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

① アンケート調査

- ◇調査対象者：町内で障がい福祉分野で事業を展開されている事業所
- ◇調査期間：令和5年8月31日(木)～9月18日(月)
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収+WEBフォームによる調査の実施
- ◇有効回収数：29件

② グループインタビュー(対面による聞き取り)

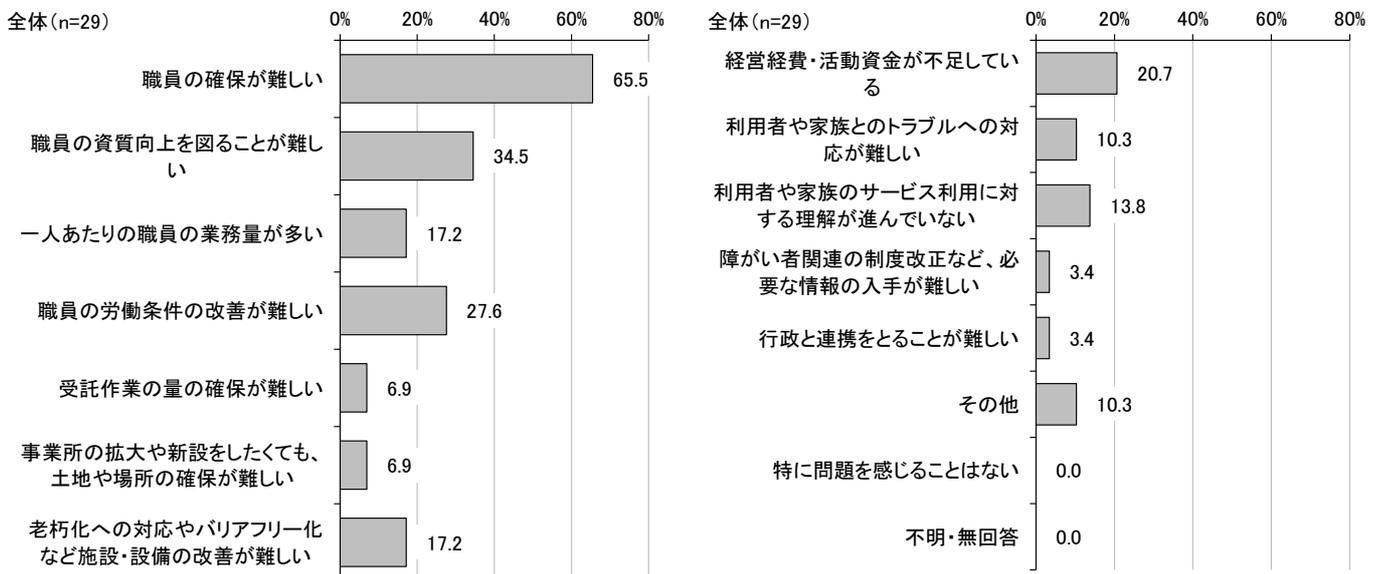
障がい福祉にも関連する活動に取り組まれている町内の団体を対象に、日々の活動の中で会員や住民より寄せられる困りごとや、活動の中で感じている課題等について伺い、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

- ◇参加者：町内で障がい福祉にも関連する活動を行っている団体(民生委員児童委員協議会、太陽の会(身障者福祉協会)、手をつなぐ育成会、こども応援隊)
- ◇調査日時：日時：令和5年10月10日(火)

(3) アンケート調査結果

問. 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。

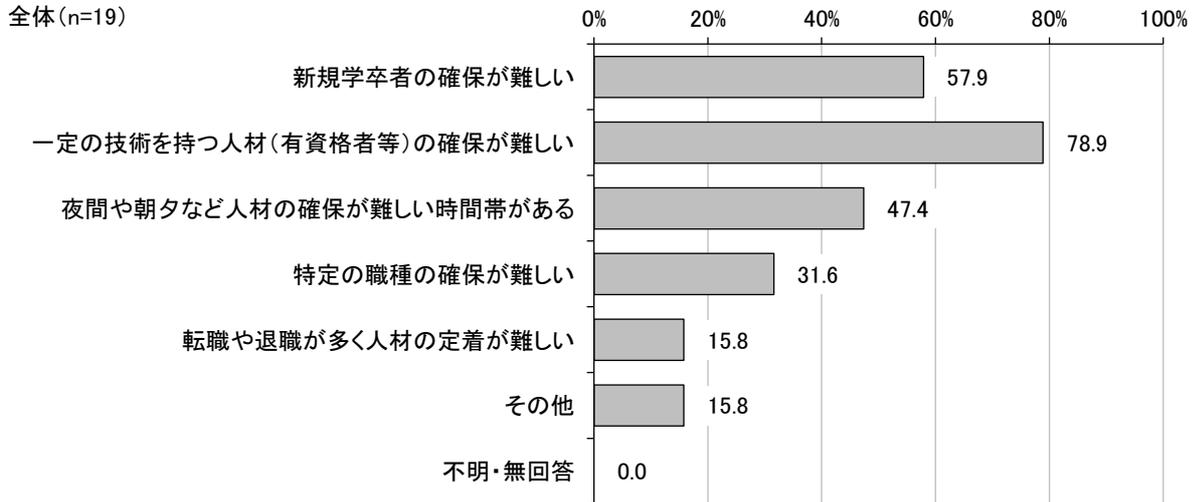
事業の運営を進めていく上での課題や問題について、「職員の確保が難しい」が65.5%と最も高く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が34.5%、「職員の労働条件の改善が難しい」が27.6%となっています。



※前の問で「1. 職員の確保が難しい」と回答された方にお聞きします。

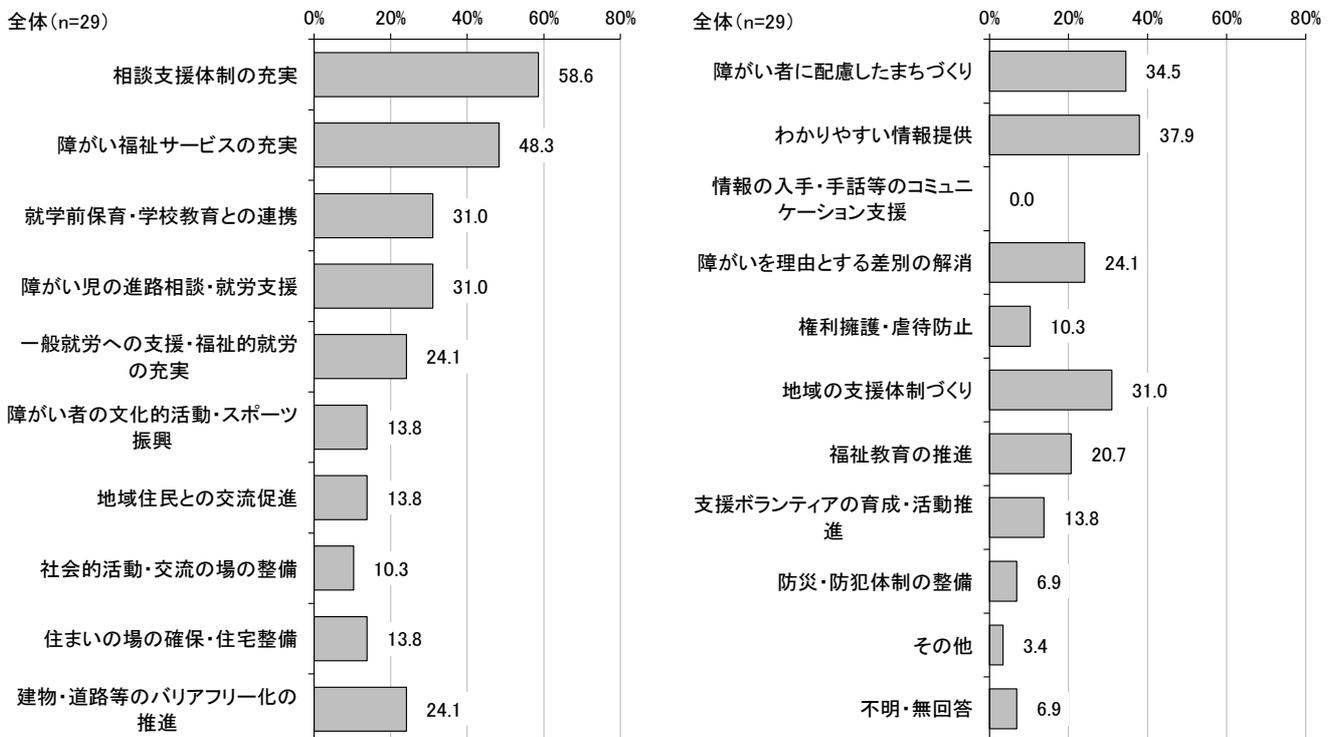
問. 職員の確保においてどのような課題がありますか。

「一定の技術を持つ人材(有資格者等)の確保が難しい」が 78.9%と最も高く、次いで「新規学卒者の確保が難しい」が 57.9%、「夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある」が 47.4%となっています。



問. みやき町が障がい者にとって暮らしやすいまちになるには、次のうちどの分野に重点的に取り組むことが必要だと思いますか。

「相談支援体制の充実」が 58.6%と最も高く、次いで「障がい福祉サービスの充実」が 48.3%、「わかりやすい情報提供」が 37.9%となっています。



(4) グループインタビュー結果

①活動を通じて感じている課題

- ・乳幼児健診について、発達の遅れや凸凹の早期発見や早期の療育開始等を目的に、保健師からみて気になる子どもの保護者には声をかけていると思うが、その声かけについて。保健師の発言が気になり、不安だけが残るケースが多い。特に、「様子を見ましょう」という言葉については、低年齢の場合等仕方ない部分もあるかと思うが、保護者への声かけについては、保護者に不安だけが残ることが無いよう配慮してほしい。
- ・また、検査を受けることが望まれる子どもについては、受診勧奨の際の言葉かけが大切。「一番困っているのは子どもで、子どものために一度受診した方がいい」とわかってもらいたい。

②不足していると感じるサービス

- ・地域の学校に就学している子どもはスクールソーシャルワーカーの役割が重要となる。スクールソーシャルワーカーを通じて福祉・医療・教育・地域との連携が進むことが多いが、障がいのある子どもの数に対して、スクールソーシャルワーカーの数が足りない。
- ・会員も高齢化しており、子どもが40～50代という場合も多い。そうなる気になるのは親亡き後。親がいなくても住み慣れた地域で生活できる環境が必要だと思う。重度の方を含め、さまざまな方がグループホームなど、いろんな形態の施設を利用できるといい。

③団体また支援者としての困りごとについて

- ・障がいのある人も通勤、休日の活動の中でJRを利用したりしているが、中原駅についての安全性について不安な点がある。障がいの程度も進んできており、移動支援が必要。町の支援として付き添い、支援などをして頂ければ。実際に、中原駅だと不安なので、新鳥栖駅や吉野ヶ里公園駅まで車でいらっしゃる方が多い。JR九州も合理的配慮の視点からも対応いただけないかと思う。
- ・手帳を持っていても、会に入らない、または入りたがらない人も多い。せっかく活動をいろいろしていても、来られない方が多い。来てくれるのは大体いつも同じ方。こちらから、会の勧誘の声かけもしたいが、なぜ障がいについて知っているのかといった、プライバシーの問題がある。

④今後求められる取り組みや支援について

- ・昔に比べると地域や親世代の理解も進んでいると思う。障がいがあっても地域で通学できるようになった影響が大きいと思う。特別支援教育も大事だが、特に知的にハンディキャップがない場合は障がいも個性と捉え、通常学級で学べる環境も大事だと思う。ただ、インクルーシブ教育を進めていくには、通級学級の先生たちへのフォローも必要かと思う。
- ・発達の遅れや障がいを抱える子どもの保護者は不安を持っている。特に今は調べれば無限に情報が得られるようになっており、情報に振り回されている。保護者を支える仕組みがほぼない。
- ・現在社会福祉協議会と連携して「なないろほっとルーム」を企画・運営しているが、町が主体となった取り組みが足りないのではないかと。健診で要観察となった後や診断後の生活を支えていく仕組みが必要。現在は保護者に任せきりな状況となっている。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本方針

国の制度改正や住民へのアンケート調査、事業所や支援者への調査結果などから、本計画の基本方針を次のとおりに整理します。

(1) 差別の解消と権利擁護の推進

- すべての住民が、障がいの有無に関わらず一人の人間として等しく権利が尊重され、あらゆる場面において意思決定の機会と社会参加の機会が保障される社会の実現をめざします。
- そのためには住民一人ひとりの障がいに対する正しい理解と、地域社会における相互理解の促進が必要です。啓発活動を引き続き推進し、合理的配慮の普及や社会的障壁の除去、障がいを理由とする差別の解消、人権意識や福祉に対する意識の全町的な高揚に努めます。
- 日常生活や社会生活において、障がいのある本人の意思が最大限反映された生活が送れるよう、福祉サービス事業所等とも連携し、本人の意思決定支援に取り組むとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に取り組みます。

(2) 情報提供や相談支援体制の充実

- 令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人となない人で情報取得において格差が出ないように、障がいのある人に配慮した情報発信や、手話言語やスマートフォンアプリ等のIT技術も活用したコミュニケーション手段の一層の充実に努めます。
- 障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスをはじめとするさまざまな福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用に導く相談支援体制の充実が重要です。相談支援事業所とも連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスの提供に努めるとともに、基幹相談支援センターを中心とした各相談機関やサービス提供事業所等との連携体制の強化を図り、本町全体の相談支援体制の充実を図ります。

(3) 障害福祉サービス等の充実

- 障がいがあっても住み慣れた地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等各種サービスの充実に取り組めます。また、障害福祉サービスの安定的に提供にむけては、人材の確保と育成が重要であり、専門性を高めるための研修の実施や事業所と連携した人材の定着への支援、また、学校とも連携した福祉教育の推進や福祉職の魅力の発信に取り組めます。
- 障がいのある人や介助者・家族の高齢化が進む中、高齢化に伴う生活の不安、介護家族の不安などの解消にむけた取り組みの充実に努めます。
- 親元からの自立を希望する人に対する支援や、「親亡き後」への不安の解消を図るため、事業所等と連携し、自立等に係る相談や、住まいの支援、また、成年後見制度等の支援体制の充実に取り組めます。

(4) 保健・医療の充実

- 障がいのある人が健康でいきいきとした生活を送るためには、日頃から健康の保持・増進に努め、障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の予防や、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスの提供が重要となります。障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。
- 妊婦健診や乳幼児健診といった母子保健事業と連携し、疾病や障がいの早期発見、また早期の支援開始に努めます。特に、1歳半健診や3歳児健診は発達障がい等の早期発見に有効であり、保健師とも連携し、スクリーニング体制の充実に取り組みます。また、要観察となった子どもの保護者に対し、むやみに不安をおおることのないよう配慮しながら、適切な声かけや、フォローアップ体制の充実に努めます。

(5) 障がい児支援の充実

- 福祉や保健・医療、保育・教育等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、ライフステージに沿った切れ目のない支援を展開することで、子どもが住み慣れた地域で健やかに成長できる基盤の整備に努めます。
- 社会福祉協議会やこども応援隊とも連携し、障がいのある子どもの保護者の相談・交流の場の拡充を図ることで、保護者の孤立を防ぎ、前向きに子ども・子育てに向き合える基盤の整備に努めます。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりにあった教育が推進されるよう、就学相談や特別支援教育に取り組むとともに、障がいのある児童生徒とない児童生徒が交流し、共に学び合う環境の充実に努めます。また、それぞれの児童生徒や保護者が見通しをもって学校生活を送ることができるよう、個別の教育支援計画をもとにした進路相談や就職相談を推進します。

(6) 就労と多様な社会参加の促進

- 少子高齢化や人口減少が進行するなか、一億総活躍社会の実現のためにも、障がい者＝要支援者といった偏った考えにとらわれず、障がいのある人含めて誰もが役割を持ち活躍できる社会の実現が求められます。
- 事業所とも連携し、就労の促進に取り組むとともに、民生委員児童委員協議会や太陽の会（身障者福祉協会）、手をつなぐ育成会、こども応援隊など、既存の団体とも連携しながら、障がいのある人の地域活動やボランティアへの参加の促進にも取り組みます。
- 就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。また、障害者就業・生活支援センター「もしもしネット」とも連携し、特別支援学校卒業者や離職者に対する就職・定着支援に取り組むほか、一般企業の障がい者雇用に関する理解の促進や、相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人の表現の場の拡大において、絵画や音楽等の文化・芸術活動への参加促進や発表の機会の拡大に努めます。また、2021年東京オリンピック・パラリンピックの開催や、2024年に控えているSAGA2024 国スポ・全障スポの開催の影響もあり、障がいのある人のスポーツへの興味関心、また参加意向が高まっていることが想定され、既存の文化芸術活動・スポーツに関する団体とも連携し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

(7) 防犯・防災体制の充実

- 令和3年の災害対策基本法の改正により、障がいのある人を含む避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされています。今後、町でも地域の自主防災組織や事業所と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の策定を進め、障がいのある人の避難支援体制の充実・強化に努めます。また、アンケート結果より福祉避難所の認知度の低さがうかがえることから、事業所とも連携し福祉避難所の周知を推進します。
- 巧妙化している特殊詐欺等の犯罪への被害への対策として、家族や支援者、また金融機関等と連携した見守りなど、障がいのある人を被害から守る取り組みの充実に努めます。

第2節 計画の基本理念

障がいのある人の一人ひとりが、住みなれた地域で自分らしく暮らしていくためには、さまざまな制度や福祉サービス等の必要な支援の充実とともに、障がいのあるなしに関わらず、すべての人がそれぞれの個性や能力を認め合い支え合う、多様性と包摂性に富んだ社会が求められています。

本計画は、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにわたり、障がいのある人が就学や就労、余暇活動や地域活動などの場において、必要な支援や配慮を受けながら、本人の意思のもと、多様な場で安心して生活でき活躍できる地域をめざし、基本理念を「だれもが自分らしく、安心してともに暮らせるまち」とします。

だれもが自分らしく、安心して
ともに暮らせるまち



第3節 施策の体系

基本理念の実現において、以下の施策に取り組みます。

だれもが自分らしく、安心して暮らせるまち

1 差別の解消と権利擁護の推進

- (1) 差別解消の推進
- (2) 意思疎通・意思決定支援の充実
- (3) 権利擁護の推進

2 情報提供や相談支援体制の充実

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談支援の充実

3 障害福祉サービス等の充実

- (1) 障害福祉サービス等の充実
- (2) 重度障がい者等への支援の充実
- (3) 介助者や保護者への支援の充実
- (4) 住まいの確保や移動支援の充実

4 保健・医療の充実

- (1) 保健・医療・福祉の連携強化
- (2) 疾病や障がいの発生や重度化予防の推進
- (3) 精神保健・医療施策の推進
- (4) 医療・リハビリテーションの充実

5 障がい児支援の充実

- (1) 早期発見・早期支援の推進
- (2) 保育所等における支援体制の充実
- (3) 一人ひとりに応じた教育の推進

6 就労と多様な社会参加の促進

- (1) 就労機会の拡充と就労の促進
- (2) 福祉的就労の場の充実
- (3) 地域活動等への参加の促進
- (4) スポーツや文化芸術活動の振興

7 防犯・防災体制の充実

- (1) 地域と連携した見守りの推進
- (2) 災害時の避難・救助体制等の充実
- (3) 防犯対策の充実

第4章 施策の展開

第1節 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 差別解消の推進

障がいのある人が自立した生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、住民一人ひとりが障がいについて正しく理解し、差別や偏見を解消することがとても重要です。

障がいの理解促進にむけた広報・啓発や、学校と連携した福祉教育の充実に取り組みます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
広報・啓発の推進	障がいに対する正しい理解の促進において、多様な媒体を活用した広報・啓発を推進します。アクセシビリティ対応可能な媒体については、さらなる配慮を図ります。また、毎年12月3日から12月9日までの「障がい者週間」を中心に、障がいや障がい福祉に関する住民や事業者等が理解を深めるための広報・周知を図ります。
学校等と連携した福祉教育の推進	障がいのある児童生徒とない児童生徒が地域の学校でともに学び、ともに育つ教育環境の中で、障がいへの理解と知識を深めることができるよう、特別支援学級と通常学級の児童生徒が交流する機会の充実や、さまざまな障がいの疑似体験(※)等、障がいに対する理解と認識を培う福祉教育の充実に取り組みます。
事業所等と連携した取り組みの推進	障害者差別解消法の改正により令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化されるのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。商工会や町内の事業者と連携し、法の趣旨・目的などに関して広報・啓発活動を推進し、適切に配慮が提供される環境の整備に努めます。
ヘルプマークの周知の推進	義足や人工関節等を使用している人、内部障がいや発達障がい・難病の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人たちが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークについて、広報等を通じて広く周知を推進するとともに、必要な人に対し窓口における配布を行います。

※アイマスクの装着による視覚障がいの疑似体験や、車いすの体験等をさします。

(2) 意思疎通・意思決定支援の充実

令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえ、障がいのある人の意思の疎通や決定を支援する体制の充実を図るとともに、誰もが選挙に参加しやすい環境の整備等に取り組みます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
意思疎通支援の推進	聴覚、音声、言語に障がいのある人の意思疎通支援にむけて、要望に応じて手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。また、専門機関や佐賀県とも連携し、障がいのある人とのコミュニケーションを支援する手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者の確保及び養成を推進します。
窓口における配慮の推進	窓口において、「みやき町職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいた、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みを進めます。また、職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
サービスの選択等に係る支援の推進	サービスの提供事業所とも連携し、利用者にとって最適と思われる支援を積極的に紹介するとともに、利用者の自己選択・自己決定を支える丁寧な意思決定支援に努めます。また、意思疎通や意思決定等に困難がある人の場合でも、利用者目線に立った、利用者にとって最善の利益となるサービスの提供の推進に努めます。
選挙への支援の推進	投票所での段差解消や車いすの配備、介助職員の配置など、会場内の配置を誰もが移動しやすい環境となるよう工夫するなど、投票環境の向上に努めます。

(3) 権利擁護の推進

障がいのある人の権利擁護において、合理的配慮の普及や、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利活用の促進に取り組みます。

また、虐待の防止や早期発見・解決に係る体制の整備を進めます。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
相談支援の推進	障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。
合理的配慮の普及	令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化されるのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。商工会や事業所等と連携しながら、適切な配慮の提供におけた情報提供や啓発に取り組むとともに、合理的配慮に係る相談・通報等があった場合には、必要に応じて障害者就業・生活支援センター等とも連携しながら、適切な助言や指導を行います。
日常生活自立支援事業の利活用の促進	認知症や障がい等の理由により、福祉サービスの利用の判断や金銭管理に課題がある人に対し、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援（地域福祉権利擁護事業）に取り組み、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。
成年後見制度の利活用の促進	適切な財産管理やサービスの利用にあたって、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対し、成年後見制度が有効に活用されるよう、利用に係る相談等に取り組みます。また、親族等の後見人が確保できない場合の町長による申し立てや、後見人への報酬の支払いが困難な人に対する報酬の助成など、成年後見制度の利活用の促進におけた支援を行います。
成年後見制度の中核機関の設置	今後ニーズの増加が見込まれる成年後見制度について、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、相談や利用に係る中核機関の設置におけた検討を進めます。
虐待の防止と早期解決の推進	鳥栖・三養基地区障がい者虐待防止センターとの連携のもと、虐待に関する相談体制の充実を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見などを進めます。

第2節 情報提供や相談支援体制の充実

(1) 情報提供体制の充実

障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、アクセシビリティに配慮した、わかりやすい情報提供に取り組めます。特に、サービスに関する情報については、本人に不利益のないよう、サービスの内容や利用方法について、わかりやすい情報提供に努めます。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
情報のバリアフリー化の推進	障がいのある人が自身で情報を取捨選択できるよう、手話通訳者の派遣や、情報・意思支援用具の支給などを通じて情報等のバリアフリー化を進めます。
多様な媒体を活用した情報提供の推進	広報誌やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をできる限り平易な表現で、わかりやすく紹介します。
障がいに配慮した情報提供の推進	広報誌等は、色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD(ユニバーサルデザイン)書体を使用し、見やすさに配慮したものとします。また、視覚障がいのある人への配慮として、音声コードの挿入等を検討します。

(2) 相談支援の充実

障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、本町における相談員の資質向上に努めるとともに、障害福祉サービスの事業所や教育機関、また地域の民生委員児童委員とも連携を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
団体と連携した相談支援の充実	民生委員児童委員等や子ども応援隊とも連携しながら、相談体制の多様化と充実を図っていくとともに、身障者福祉協会や手をつなぐ育成会等の当事者や家族の団体による相談活動の取り組みを支援するなど、各種団体と連携し、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりを進めます。
専門機関等と連携した相談支援の推進	障がいのある人の生活や福祉に関して専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター(※)について周知を推進するとともに、本町の窓口相談に来た人についても、必要に応じ、適切に上記の窓口等につなぎます。

※鳥栖・三養基地区では、「総合相談支援センター キャッチ」にて障がいに関する総合相談、「相談支援センター ころね」にて精神障がいに関する専門的な相談、「相談支援センター 若楠療育園」にて、18歳未満の障がい児に関する専門的な相談に取り組んでいます。

第3節 障害福祉サービス等の充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の提供に取り組みます。また、経済的な負担の軽減にむけて、各種手当の支給や医療費等の助成、また福祉用具や日常生活用具の経費の助成に取り組みます。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
円滑なサービスの支給	障害福祉サービスの提供にあたって、本人の心身の状況やサービスの利用意向等を把握し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、定期的な計画の見直し・調整を行うなどの便宜を図る「計画相談支援」「障害児相談支援」の事業について、事業所また相談員の確保・充実に図り、円滑なサービスの支給につなげます。
訪問系サービスの実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのサービスを、障がいの種別や程度により適切に提供します。
日中活動系サービスの提供	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障害福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実に図ります。
居住系サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保と、金銭管理などの生活援助の充実に図ります。
地域生活支援事業の実施	障がいのある人の能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、ストーマ（人工肛門）等をはじめとした日常生活用具の給付、日中一時支援を提供します。
重層的支援体制整備事業に基づく支援の推進	重層的支援体制整備事業に基づく、包括的な相談支援やアウトリーチを通じた継続的な支援、また多機関との連携・協働による支援の推進に取り組みます。
手当等の適切な支給の推進	地域で安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。

(2) 重度障がい者等への支援の充実

重度の障がいがあっても地域で生活できるよう、重度障がいや医療的ケアにも対応できる障害福祉サービスの充実や経済的負担の軽減、日常生活用具の給付等、多角的な支援に取り組みます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
地域生活への支援の推進	重度障がいの人の地域生活への支援において、事業所とも連携し、重度障がいにも対応できるグループホームや重度訪問介護の供給体制の拡充を図ります。
医療と連携した支援の推進	難病や医療的ケア児等含め、医療と福祉の両輪の支援が必要な人の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイ等の福祉サービスの供給体制の確保・充実に努めます。
経済的支援の推進	重度心身障がいの人の健康と福祉の増進を図るため、医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。また、障がいの状況に応じて、特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当を支給します。
日常生活用具給付事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障のある障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付または貸与します。
強度行動障がい等への対応の強化	相談支援事業所等と連携し、強度行動障がい等の専門的な支援が必要な人の現状またニーズの把握を推進します。また、支援体制の充実において、福祉サービスの事業所に対し「強度行動障害支援者養成研修」を受講いただけるよう呼びかけを推進します。

(3) 介助者や保護者への支援の充実

介助者・保護者が介助や育児の負担を抱え込み、肉体的また精神的に追い詰められることが無いよう、事業所と連携しながら、相談支援やレスパイトサービスの充実、また孤立防止にむけた交流・相談等の機会の充実に取り組みます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
レスパイトサービスの充実	保護者や介助者が負担を抱え込み、追いつめられることのないよう、レスパイト(休息)目的のショートステイや日中一時支援が適切に利用できるよう、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。
互助活動の推進	障がいのある人やその家族に対する支援の充実を図るため、身障者福祉協会や手をつなぐ育成会等の町内の団体の互助活動を支援するとともに、悩みなどを気軽に語り合える場や交流機会の充実に図ります。
保護者支援の推進	障がいと診断されている、またはその疑いのある子どもを育てており、育児に不安を感じている保護者等に対して、こども応援隊等の町内の団体や社会福祉協議会とも連携し、同じ立場の人とつながる機会や、子どもとの接し方等について学ぶ機会、相談の機会をつくり、子どもの健やかな発達及び保護者等の子育てに対する不安解消に努めます。

(4) 住まいの確保や移動支援の充実

障がいのある人の地域生活を支えるために、町営住宅の適切な提供や、グループホームの供給の拡大、また自宅改修などへの適切な助成を推進します。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
町営住宅の供給	町営住宅について、障がいのある人等の住宅確保要配慮者ができるだけ優先して入居することができるよう努めます。また、建替や改修の際は、バリアフリーの視点に立った施設整備に努めます。
住宅改修への支援の推進	高齢者や障がいのある人が安心して快適に自立した生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化を促進するために、バリアフリー改修が行われた住宅の固定資産税を要件・手続きに基づき減税します。
道路環境等の整備の推進	道路交通環境や公共交通機関の利便性の向上に努めるとともに、点字誘導ブロック上に物を置かないことや身障者用駐車場の適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、適切な駐車スペースの確保を進めます。
移動支援の充実	障がいのある人の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。また、身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成します。
障がい者用駐車場の適正利用の推進	身体に障がいのある人や歩行が困難な人など、身障者用駐車場が必要な人に対し、「パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)」を発行し、身障者用駐車場の適正利用を図ります。

第4節 保健・医療の充実

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉の連携のもと、難病患者や医療的ケア児にも対応できる包括的な支援の提供に努めるとともに、精神障がいの人が地域で安心して生活できる支援体制の基盤づくりを進めます。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
保健・医療・福祉の連携による支援の推進	難病や医療的ケア児等含め、医療と福祉の両輪の支援が必要な人の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイ等の福祉サービスの供給体制の確保・充実に努めます。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援を進めます。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築において、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置・運営を図ります。
地域移行支援の推進	鳥栖保健福祉事務所・医療機関と連携して長期入院患者やその家族に対し、福祉サービスや地域移行後の支援体制等の情報を提供することにより、本人が退院後のイメージを持ち、地域移行への意欲が高まるよう支援します。
関係機関と連携した支援体制づくり	障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的なかかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。

(2) 疾病や障がいの発生や重度化予防の推進

障がいのある人が心身の健康を良好に保ち、地域でいきいきと生活が送れるように、必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できる体制の整備を推進します。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
健康づくり施策の充実	必要な人が健康相談や各種健診、家庭訪問を受けられるように、他課や他機関と情報の共有に努め、連携しながら取り組みます。
各種健(検)診の充実	妊婦、乳幼児に対する健康診査などを推進し、異常の早期発見、早期治療・療育・訓練へと支援が適切につながっていくよう努めます。また、生活習慣病を予防するための健診やがん検診をはじめとする各種健(検)診の受診を推進し、実施後の指導も併せて取り組みます。
精神障がいの早期発見に係る啓発の推進	誰もが発生する可能性のある精神障がいについて、早期に医療機関等につながる事ができるように広報、啓発により正しい理解をはぐくむ取り組みを推進します。

(3) 精神保健・医療施策の推進

精神障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、自立支援医療の給付を行うとともに、広く、住民に対してこころの健康づくりに取り組みます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
自立支援医療（更生医療）の給付	身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の障がい者で、その障がいを除去または軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給します。
自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去または軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給します。
自立支援医療（精神通院医療）の給付	県が実施主体となり、継続的に通院による精神医療が必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を支給します。
こころの健康相談の実施	「こころの健康相談」が気軽に利用できる場として、町民に認識されるよう広報に取り組むとともに、継続した相談の必要性のある人へのフォロー体制を充実します。

(4) 医療・リハビリテーションの充実

障がいのある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関とも連携しながら体制の充実に努めます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
地域医療体制の充実	障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実に努めるとともに、多職種間との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。
医療費負担の軽減	障がいのある人が自宅や地域で継続して生活するために、障がいの状況に応じて、医療費にかかる自己負担金の一部を助成します。
医療的ケア児への支援の推進	医療的ケア児に対し、医療機関や医療的ケア児支援センター等の専門機関とも連携し、相談や医療型児童発達支援や医療型のショートステイ等の支援の充実に努めます。また、地域の保育所等における受け入れ体制の充実にむけて、保育所等において、看護師を新たに雇用する場合に、人件費の一部を助成する補助事業を実施します。
難病患者等への支援の推進	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、鳥栖保健福祉事務所及び保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障害福祉サービスの利用を促進します。

第5節 障がい児支援の充実

(1) 早期発見・早期支援の推進

発達相談や乳幼児健診、また保育所等や学校との連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努めます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
乳幼児健診及び相談の実施	障がいの早期発見のため、乳幼児相談や乳幼児健康診査を実施するとともに、早期治療、早期療育が受けられるように関係機関などが連携を図り、専門的な相談支援につなげます。
健診・相談後の支援の実施	医療機関、療育機関、その他の関係機関との連携を強化し、事後のフォロー体制の充実を図ります。
学校と連携した支援の推進	知的に遅れのない ADHD(注意欠陥・多動症)や LD(限局性学習症)は文字や計算にふれる機会の増える小学校入学後にわかる場合も多く、学校とも連携した適切な支援や、必要に応じて発達相談等の受診勧奨に取り組めます。
児童発達支援の提供	より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。

(2) 保育所等における支援体制の充実

保育所等における障がい児の受け入れ体制の充実を図り、障がいの有無にかかわらず共に育つ環境の充実や、保護者の就労支援に取り組めます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
保育所等における受け入れ体制の充実	障がいの有無にかかわらず共に育つ場や機会の確保、また保護者の就労への支援において、地域の保育所や幼稚園等において障がいのある子どもの支援にあたる加配保育士を雇用する場合、人件費の一部を補助します。また同様に、放課後児童クラブにおける受け入れ体制の充実にも努めます。
放課後等デイサービスの提供	療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。
学校教育施設のバリアフリー化の推進	学校教育施設を利用するすべての子どもたちが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう学校教育施設のバリアフリー化を進めます。

(3) 一人ひとりに応じた教育の推進

障がいのある子ども一人ひとりが、それぞれの状況に応じて、合理的配慮を受けながら最適な環境で学ぶことができるよう、特別支援学校とも連携しながら、教育環境の充実を図ります。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
就学相談の実施	障がいや疾病、発達に課題がある子どもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、就学相談及び教育支援委員会の協議を踏まえた就学相談を行います。
教職員等の資質向上の推進	教職員・指導者の障がい種別の特性についての理解を促進します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。
インクルーシブ教育の推進	障がいのある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進において、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもが、同じ学級に在籍する際に、お互いの個性や強みを発揮できる機会の確保に努め、お互いに理解し認め合い支え合う気運の醸成を図ります。
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒の一人ひとりが、生活上の困難の軽減や自立にむけて最適な環境で学ぶことができるよう、個別の教育支援計画を策定するとともに、通級指導教室や特別支援学級における指導の充実に努めます。また、支援ニーズの増加に適切に対応できるよう、教育委員会等の関係機関とも連携しながら取り組み内容や町独自の支援員配置等の人員体制の充実に努めます。
特別支援学校との連携の推進	特別支援学校と小・中学校の児童生徒による交流を継続的に行うことにより、相互理解を促進するとともに、各学校の保護者や地域住民に対し、特別支援学校の制度や就学の在り方、特別支援学校・特別支援学級の教育内容等についての理解・啓発活動を推進します。

第6節 就労と多様な社会参加の促進

(1) 就労機会の拡充と就労の促進

雇用・就労機会の拡充にむけ、本町における障がい者雇用の推進に取り組むとともに、広く、一般企業に対して障がい者雇用の拡大にむけた啓発等に取り組めます。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
本町における雇用の推進	障がい者雇用の促進にむけて、令和6年・令和8年に段階的に法定雇用率が引き上げられることが決まっています。本町における障がい者雇用について、「みやき町障害者活躍推進計画」に基づき推進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるように取り組めます。
就労支援の推進	障がいのある人が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう、障害者就業・生活支援センター(※)等の専門機関や、生活自立支援センター(※)等の関係機関と連携し、就労にむけた知識や能力の向上への支援や、家計や住まいに関する相談等、包括的な自立支援に取り組めます。
定着支援の推進	障害者就業・生活支援センターの専門機関と連携し、就労にブランクのある人等を含め、障がいのある人が職場に適応・定着できるための支援を行います。また、事業所等とも連携し体調管理や金銭管理、また日常生活や地域生活に関する助言を行い、生活の安定を図ります。
障がい者雇用に関する相談等支援の充実	障害者就業・生活支援センター等の専門機関との連携のもと、企業への障がい者雇用に関する相談体制の充実に努めます。また、企業等に対して、トライアル雇用やジョブコーチ、もにす認定制度等の各種制度の情報提供を推進し、利活用の促進を図ります。
就労に係る合理的配慮の普及	令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、雇用・就労の場面においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。本町に立地する企業等においても、適切に配慮が提供されるよう、商工会等の関連機関とも連携した広報・啓発に取り組めます。

※本町においては、鳥栖市の障害者就業・生活支援センターもしもしネットが管轄となります。

※本町においては、佐賀県生活自立支援センターが管轄となります。

(2) 福祉的就労の場の充実

町内の自主製品を販売する障害福祉サービス事業所を支援し、障がいのある人が生産する製品の販売機会の拡大や障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
福祉的就労の場の充実	身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。
本町における物品調達等の推進	就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品の発注や業務の委託をより一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。

(3) 地域活動等への参加の促進

障がいがあっても地域で役割を持ち、地域の中で認め合い支え合いながら生活できるよう、障がいがある人の地域活動やボランティアへの参加の促進に取り組みます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
地域活動への参画の促進	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
ボランティアや支え合い活動の推進	隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。また、社会福祉協議会とも連携し、障がいのある人もボランティアや地域活動に参画できるよう、情報提供や相談等の支援を推進します。

(4) スポーツや文化芸術活動の振興

心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めるとともに、文化芸術活動についても、絵画や音楽をはじめとした活動への参加また発表の機会の拡大に努めます。

■ 取り組み内容

概要	具体的な取り組み
多様な活動への参画機会の充実	障がいのある人が、町が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまなスポーツ活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。
団体への活動への支援	障がいのある人や団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。
文化芸術活動への支援の推進	障がいのある人や団体の主体性を尊重しつつ、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、表現活動への参加等を行うことで、文化の担い手となれる環境の整備に努めます。
スポーツの振興	スポーツ団体や民間のスポーツクラブ等も含め、障がいがあっても参加しやすい環境づくりや、障がいのある人のスポーツ参加にむけた情報発信の充実に努めます。

第7節 防犯・防災体制の充実

(1) 地域と連携した見守りの推進

障がいのある人の見守り体制の充実において、地域と連携した取り組みを推進します。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
民生委員児童委員等と連携した見守りの推進	民生委員児童委員協議会等の既存の団体や、町内の事業所等に対し見守り活動の協力を要請するなど、見守り等の支援の輪を広げていくための啓発・声かけを行いながら、地域での見守り活動の充実を進めます。
登下校時の見守りの推進	児童生徒が安全にまた安心して登下校ができるよう、青少年サポート隊等の地域のボランティアと連携した見守り活動を推進します。

(2) 災害時の避難・救助体制等の充実

地域や事業所等と連携し、障がいのある人を災害から守る体制の強化や、災害時にも安心して避難できる避難所の確保を推進します。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
避難支援体制の強化	災害発生時における避難行動要支援者の安全かつ確な避難のため、地域や事業所等と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の策定や避難支援員の確保に努めます。
地域と連携した避難訓練等の実施	災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障害福祉サービス事業所などと、町の福祉・消防・防災部門の連携を強化します。
福祉避難所の充実	災害時に障がいのある人が安心して避難することができるよう、事業所等とも連携し、障がいのある人に配慮した福祉避難所(※)の充実に努め、それぞれの障がいの状況等に応じた避難先の充実に努めます。

※本町においては、令和5年12月で、「なかばる紀水苑」「花のみね」「花のみね弐番館」「自立訓練[生活訓練]事業所 ぱれっと」の4カ所が福祉避難所として指定されています。

(3) 防犯対策の充実

障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを進めます。

■取り組み内容

概要	具体的な取り組み
消費者トラブルの防止の推進	障がいのある人が悪質商法などの消費者トラブルにあわないよう、弁護士会や警察などと連携しながら対策の強化を進めるとともに毎週月・水曜日に専門相談員を役場に配置し、消費者被害やトラブルの未然防止や早期解決のための消費生活相談を実施します。
学校等と連携した見守りの推進	障がいのある人は、障がいのない人より犯罪被害にあうリスクが高いとされています。特にインターネットや SNS を通じた被害が多いとされており、学校や事業者、金融機関等の店舗と連携して、早期に異変に気づき、声かけや相談から被害を未然に防止できる体制の充実に取り組みます。
防犯対策の推進	詐欺や窃盗等の犯罪について、障がいのある人が被害者にも加害者にもならないよう、広報・啓発また見守り・相談体制の充実に努めます。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の指針

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針

項目	内容
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の 6%以上 が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から 5%以上 削減することを基本とする。

② 本町の目標設定

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における本町の目標設定

項目	数値	考え方
地域生活への移行者数	3人	令和4年度末時点での施設入所者は49人であり、国の指針に基づいて算出した3人を第7期計画における目標値として設定します。
	6%以上	
施設入所者の減少数	0人(※)	令和4年度末時点での施設入所者は49人であり、国の指針に基づいて算出すると3人となりますが、本町の目標設定としては0人とします。
	5%以上	

※施設入所者の目標が国の指針を下回るのは、現在も入所による支援が必要な入所待機者が多くおり、現実的に削減することが難しいため上記の目標を設定しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 本町の指針

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における本町の目標設定

項目	内容
本町の指針	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとして、自立支援協議会を活用して関係機関で連携体制をとっており、長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、同体制で協議を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

① 国の指針

■ 地域生活支援の充実における国の基本指針

項目	内容
地域生活支援拠点等の充実	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
強度行動障害を有する者への支援体制の整備	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。

② 本町の目標設定

■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本町の目標設定

項目		令和8年度 目標	内容
目標	地域生活支援拠点等の充実	実施	圏域に1箇所整備している地域生活支援拠点を維持継続するとともに、その運用状況について年1回検証を行います。また、機能の充実におけた、コーディネーターの配置等を検討します。
	強度行動障害を有する者への支援体制の整備	実施	令和8年度末までに、圏域で連携し、支援ニーズの把握や支援体制の検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

■福祉施設から一般就労への移行等における国の指針

項目	内容
一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業	就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
就労継続支援A型事業	就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とする。
就労継続支援B型事業	就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業所の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業は、令和3年度の利用者の1.41倍以上とする。
就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

② 本町の目標設定

■福祉施設から一般就労への移行等における本町の目標設定

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	7人	令和3年度の一般就労への移行者数の実績は4人となっています。下記の①～③を合計した7人以上の移行をめざします。
	1.28倍以上	
①就労移行支援における移行者数	2人	令和3年度就労移行支援における一般就労への移行者数の実績は1人であり、2人以上の移行をめざします。
	1.31倍以上	
②就労継続支援A型事業における移行者数	3人	令和3年度就労継続支援A型事業における一般就労への移行者数の実績は2人のため、3人の移行をめざします。
	1.29倍以上	
③就労継続支援B型事業における移行者数	2人	令和3年度就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数の実績は1人のため、2人の移行をめざします。
	1.28倍以上	
就労移行支援事業所の割合	50.0%以上	国の指針通りの達成をめざします。
就労定着支援事業利用者数	1人	令和3年度就労定着支援の利用は0人ですが、1人以上の利用者の確保をめざします。
	1.41倍以上	
就労定着支援事業所の割合	25.0%以上	国の指針通りの達成をめざします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

■相談支援体制の充実・強化等における国の指針

項目	内容
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置
保育所等訪問支援の実施	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築
重症心身障がい児への支援の充実	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一カ所以上確保
医療的ケア児コーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

② 本町の目標設定

■相談支援体制の充実・強化等における本町の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	設置済	圏域内で連携をとりながら、今後も支援の充実を図ります。
保育所等訪問支援の実施	実施済	圏域内で連携をとりながら、今後も支援の充実を図ります。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保	設置済	圏域内で連携をとりながら、今後も支援の充実を図ります。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	鳥栖・三養基地域自立支援協議会では、医療的ケア児支援強化ワーキンググループを設置しており、今後も保健、医療、福祉、保育、教育の連携を深め、体制を強化していきます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名	圏域内で連携をとりながら、1名の配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

■ 相談支援体制の充実・強化等における本町の目標設定

項目	内容
相談支援体制の確保	令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
協議会の活性化	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

② 本町の目標設定

■ 相談支援体制の充実・強化等における本町の目標設定

項目		目標	内容
目標	基幹相談支援センターの設置	設置済	圏域内で連携をとりながら、今後も支援の充実を図ります。
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	実施	圏域内で連携をとりながら、配置できるよう努めます。
	協議会におけるサービス基盤の開発・改善	実施	広域で設置している自立支援協議会にて行い、今後も支援の充実を図ります。

③ 本町の活動指標

■ 相談支援体制の充実・強化等における本町の活動指標

区分	単位	第6期	第7期		
		令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有	有
専門的な指導・助言の件数	件/年	4,350	4,500	4,500	4,500

※本町においては、「総合相談支援センター キャッチ」にて障がいに関する総合相談に取り組むとともに、令和4年度より「相談支援センター こころね」にて精神障がいに関する専門的な相談に、「相談支援センター 若楠療育園」にて、18歳未満の障がい児に関する専門的な相談に取り組んでいます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針

項目	
意思決定支援体制の充実	障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及・啓発を推進する。
	相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進する。

② 本町の目標設定

■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本町の目標設定

項目	目標	内容
意思決定支援体制の充実	実施	圏域内で連携をとりながら、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及・啓発を推進するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進します。

第2節 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービス

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	35	36	35	35	35	35
	時間/月	556	518	512	525	525	525
重度訪問介護	人/月	3	3	3	4	5	6
	時間/月	634	674	738	780	880	980
同行援護	人/月	1	2	2	3	4	5
	時間/月	24	26	26	36	48	60
行動援護	人/月	5	5	6	6	7	8
	時間/月	41	41	45	50	60	70
重度障害者等包括支援(※)	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から8月の実績から算出

※重度障害者等包括支援は、県内に指定を受けている事業者がないため、利用者なしで見込んでいます

確保方策について

訪問系サービスは、コロナ禍からのニーズの回復や、障がいのある人やその介助者の高齢化や人口増加の影響もあり、需要が増えることが予想されます。自立支援協議会とも連携し、事業者相互の連携を支援するとともに、情報の共有や現場のニーズの集約が求められます。

また、サービス供給量の拡大を図るためには、人材の確保や育成が必要となります。実際に所定の研修の課程を修了する必要があるため、また、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、県等が開催する養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。

(2) 日中活動系サービス

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障がい者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	62	62	62	62	62	62
	人日/月	1,266	1,298	1,303	1,302	1,302	1,302
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	1	1	1	2
	人日/月	0	0	10	10	10	15
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	4	4	5	5	5
	人日/月	76	51	58	75	75	75
就労移行支援	人/月	3	3	3	3	4	5
	人日/月	57	44	53	54	72	90
就労継続支援(A型)	人/月	41	43	45	45	47	50
	人日/月	830	860	899	900	940	1,000
就労継続支援(B型)	人/月	105	112	109	110	115	120
	人日/月	1,771	1,903	1,826	1,870	1,955	2,040
就労定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1
就労選択支援	人/月	-	-	-	0	5	5
	人日/月	-	-	-	0	20	20
療養介護	人/月	12	10	11	12	12	12
短期入所(福祉型)	人/月	3	4	3	7	10	13
	人日/月	7	23	10	35	50	65
短期入所(医療型)	人/月	3	5	2	5	5	5
	人日/月	5	7	3	15	15	15

※実績見込みは令和5年4月から8月の実績から算出

確保方策について

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、事業所とも連携しサービスの周知また利用促進を図ります。

就労系サービスについては、コロナ禍でも利用が落ちこまず、長年増加傾向が続いており、今後も利用が増えることが予想されます。一般就労の促進においても、自立支援協議会やハローワークなど関係機関と連携し、企業等に対して、障がい者雇用の理解促進、職場定着支援等の働きかけを行います。

また、事業所への優先発注や業務委託を通じて、事業所の受注の機会を拡大し、賃金等向上を支援し、安定した事業運営を図ります。

また、短期入所については、コロナ禍の影響もあり、近年利用が減少傾向にありましたが、緊急時の預かり先や介助者の休息機会としてのニーズがあり、需要の回復も見込まれるため、事業所と連携し、受け入れ態勢の確保を図ります。

(3) 居住系サービス・施設系サービス

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活において、相談、助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	50	54	58	64	70	76
施設入所支援	人/月	48	49	49	49	49	49

※実績見込みは令和5年4月から8月の実績から算出

確保方策について

自立生活援助や共同生活援助は、入所施設退所後の地域生活の支援として、また、親亡き後の生活の場として、重要な事業であり、佐賀県障害福祉関係等施設整備費補助金の情報提供を行い、参入を促進します。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域相談支援（地域移行支援）	施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／月	49	51	50	54	57	60
地域移行支援	人／月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から8月の実績から算出

確保方策について

計画相談支援は障害福祉サービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた供給体制の充実が求められます。

障がい者基幹相談支援センターを中心に、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう、連携強化や助言を行うとともに、相談支援事業所との連携を促進し、情報の共有・検討を行い、相談支援に携わる人材の専門性を高めるとともに、困難ケースの対応などを通じて地域の課題の集約などを図り、充実した相談支援体制を構築します。

また、地域移行支援・地域定着支援においては、障がい者基幹相談支援センターにて、地域移行にむけた普及啓発に取り組むとともに、事業所等と連携し、地域生活を支えるための体制の充実に努めます。

第3節 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	障がいのある子ども（未就学児）に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある子ども（未就学児）に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出することが著しく困難な障がいのある子ども（未就学児）の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	障がいのある子ども（就学児）に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するための居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（今後利用予定も含む）の障がいのある子ども（未就学児）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	55	70	75	90	105	125
	人日/月	459	596	711	900	1,050	1,250
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	76	89	113	130	145	160
	人日/月	1,015	1,190	1,630	1,950	2,175	2,400
保育所等訪問支援	人/月	1	3	4	4	5	7
	人日/月	1	3	3	4	5	7
障害児相談支援	人/月	32	36	44	59	74	94

※実績見込みは令和5年4月から8月の実績から算出

確保方策について

障害児通所支援の事業の多くは、近年利用者数の増加が続いており、特に、児童発達支援と放課後等デイサービスの増加が顕著となっています。

地域性、専門性を考慮したうえで、必要に応じて広域でも連携しながら、できる限り身近な圏域で質の高いサービスを供給できるよう、事業所との連携を促進するとともに、利用者及び家族の状況等を勘案して必要な支給量を確保するように努めます。

第4節 地域生活支援事業の見込みと確保方策

(1) 必須事業

■ 事業の概要

サービス種別	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去を目的として、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がいのある人やその家族等の総合的な相談に応じ、必要な情報の提供と利用の援助、関係機関との連絡調整等を行うとともに、虐待の防止や早期発見等、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
基幹相談支援センター	身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行にむけた取り組み等を実施します。
成年後見制度利用支援事業	障がい等により判断能力が十分でない状態にある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成等の利用促進等により、障がいのある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人を確保できる体制の整備や、市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図るものです。また、手話通訳者を設置し、市役所の手続きなどにおける聴覚障がい者の相談支援事業などのコミュニケーションを円滑に行うものです。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、在宅の障がい者等に必要な用具を給付するものです。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むための支援者を養成するものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に外出のための支援を行うものです。
地域活動支援センター機能強化事業	基礎的事業では、創作活動、社会との交流の促進などの事業を行います。機能強化事業では、専門員の配置による相談事業や地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものです。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	箇所	1	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	-	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	-	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	4	3	3	4	5	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	-	-	(※)	(※)	(※)
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件/年	9	0	0	5	5	5
要約筆記者派遣事業	件/年	-	-	-	3	3	3
手話通訳者設置事業	人/年	-	-	-	3	3	3
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	0	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	3	1	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	4	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件/年	666	637	1,011	1,000	1,050	1,100
住宅改修費補助	件/年	0	2	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業※養成講習修了人数	人/年	11	4	0	5	5	5
移動支援事業	時間/年	207	24	26	250	300	350
	人/年	7	4	24	25	30	35
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	-	-	-	-	-	-
	人/年	-	-	-	-	-	-

※1 実績見込みは令和5年4月から8月の実績から算出

※2 後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備において、法人後見実施団体等に研修、その他の支援を行う成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。

確保方策について

必要としている人に支援が届くよう、利用の実績、人口増加を踏まえ、各事業の充実を図るとともに、広く住民への制度周知を進めていきます。中でも、移動支援事業の需要は、今後もさらに増加することが見込まれており、余暇活動等や社会参加、外出機会の提供のためにも、供給体制の充実に努めます。

同様に、成年後見制度についても、今後需要の増加が見込まれ、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、相談や利用に係る中核機関の設置におけた検討を進めます。また、後見等を適正に行うことができる法人、また市民後見人を確保できる体制の整備において、法人後見実施団体等に研修、その他の支援を行う成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。

また、日常生活に使用する用具が滞りなく支給できるよう、提供事業者と町が連携し適切な支給に努めます。

(2) 任意事業

■ 事業の概要

サービス種別	事業の概要
日中一時支援	障がい者などに日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
自動車改造費助成事業	身体障害者手帳所持者で、就労等に伴い、自らが所有する自動車を運転可能とするために改造する場合、自動車改造費用を助成します。

■ 実績と見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み			計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	箇所	9	8	8	8	8	8	8	8	8
	人/年	16	16	10	12	13	14	12	13	14
	延日数	836	390	247	300	390	490	300	390	490
自動車改造費助成事業	人/年	0	1	0	1	1	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から8月の実績から算出

第6章 計画の推進において

第1節 計画の推進にあたって

(1) 地域自立支援協議会の役割

① 自立支援協議会の役割

自立支援協議会は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活や日常生活ができるよう、地域の支援機関（行政・障害福祉事業所・医療・教育・就労等）が集まり、地域の課題を情報共有し、支援体制の検討や整備を行う会議体です。

鳥栖・三養基地域では、みやき町・鳥栖市・基山町・上峰町の連合により、鳥栖・三養基地域自立支援協議会が設置されています。

また、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中で、各分野に関する専門部会として、障害者差別解消支援地域協議会、こども部会、くらしの支援部会、相談支援部会、就労支援部会、地域生活支援拠点検討会等が設置されています。

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課や住民、関係団体による意見等も踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、鳥栖・三養基地域自立支援協議会において推進体制の整備と計画の周知と進行管理、評価などを行っていきます。

② 実施主体

みやき町・鳥栖市・基山町・上峰町（佐賀東部圏域）

*特定非営利活動法人 総合相談支援センター キャッチに事務運営を委託

③ 構成メンバー

圏域内の行政・教育・医療・福祉等の団体で構成

④ 専門部会

部会	目的
障害者差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法の施行後の社会の変化を検証し、社会参加を促進するための地域意識の高揚に努める。虐待の事例検討を通して情報共有と事案発生時の対応、再発防止について検討する。

部会	目的
こども部会	未就学期、就学期での困りごとを共有しながら、子どもたちの生活全体を協議していく。また、医療的ケア児支援連携強化ワーキンググループで、本人や家族が安心して支援を受けられるよう実態や現状を把握し、課題を抽出し、医療的ケア児の支援体制の整備等を行うため検討する。
くらしの支援部会	2つの協議会で構成する。 【地域移行・退院促進協議会】 障害福祉の資源としての量の確保、同時に入所施設と医療機関と地域の連携がスムーズに行われるためのシステムを検討する。 【生活の場協議会】 さまざまな生活の場の資源や課題を知り、障がいのある人自身が求める生活のイメージを描き、情報や課題を共有できるネットワーク支援等を検討する。
相談支援部会	指定相談支援事業所の課題解消と質の向上を図るため、各種勉強会を行う。また、病院や福祉施設からの地域移行や地域定着が適切に実施できるよう、指定一般事業所の役割を理解し、指定一般事業所の増設にむけ働きかけを行うなど、質と量の確保を推進する。
就労支援部会	研修会やグループワークを通し、各事業所での取り組みや課題について議論を深め、変化していく障がい者雇用についても情報の共有を図る。また、障がいのある当事者同士の活動である「みんなの会」に対しても必要なサポートについて検討する。
地域生活支援拠点検討会	障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある人等やその家族の緊急事態に対応を図る。具体的には、①相談②緊急時の受入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの5項目についての協議の場とする。

⑤地域自立支援協議会の主な目的・機能

機能	目的
評価機能	<ul style="list-style-type: none"> ・中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス利用計画作成対象者、重度包括支援事業等の評価 ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用
情報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例や地域の現状、課題等の情報共有と情報発信
調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する取り組みを展開

(2) 協働と連携による計画の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域のなかで安心して暮らせる社会を実現するために、地域社会を構成する住民・NPO・ボランティア団体・福祉サービス事業者・企業・社会福祉協議会及び行政等が協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

① 地域の関連団体との連携

手をつなぐ育成会、太陽の会（身障者福祉協会）といった障がい者関係団体及び当事者団体、また、民生委員児童委員協議会やこども応援隊といった福祉の向上に資する地域団体、老人クラブなど、地域におけるあらゆる関係団体との連携を強化し、これら地域の関係団体との協働のもと、地域全体で支え合う社会の実現に努めます。

② 民間団体や組織との連携

福祉の向上のためには、医師会、社会福祉協議会、商工会等の民間団体や組織との連携・協働も不可欠となります。特に、社会福祉協議会については、相談や福祉サービスの提供に関する重要な役割を持つ組織であり、本町との連携の一層の推進による福祉の向上に努めます。

③ 行政内部での関係部署との連携体制

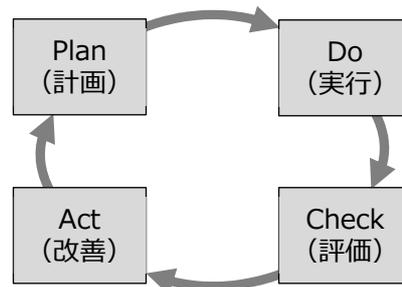
障害福祉サービスに対するさまざまなニーズに適切に対応するためには、保健・福祉・医療の各施策の調整を図り、これらのサービスが総合的に機能するシステムの構築が不可欠です。

今後も、担当課（子育て福祉課）を中心に、関連する各部署との連携体制を確立し、計画推進に係わる関係部門との連携を強化して、すべての人にやさしく、住みやすい地域づくりに努めます。

(3) 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルの考え方（右図参考）のもと、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理、進捗状況の評価を行います。

進行管理は、庁内関係各課や住民、関係団体による意見等も踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、鳥栖・三養基地域自立支援協議会において行います。



資料編

■みやき町障害者計画策定委員会設置要綱

○みやき町障害者計画策定委員会設置要綱

平成18年3月7日告示第13号

改正

平成18年10月31日告示第81号

平成24年4月1日告示第53号

平成25年6月17日告示第80号

平成26年3月14日告示第3号

令和5年3月29日告示第38号

みやき町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定によるみやき町障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定によるみやき町障害福祉計画の策定に資するため、みやき町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び研究をする。

- (1) 障害者の保健及び福祉ニーズに関する社会的環境の現状と将来予測に関すること。
- (2) 障害者の保健及び福祉ニーズの把握並びにサービスの目標量の設定に関すること。
- (3) 在宅福祉サービスのメニュー整備及び実施方法に関すること。
- (4) 保健福祉サービス供給体制の在り方に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者の保健、福祉、教育、健康及び医療に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共団体及び関係行政機関
- (2) 福祉関係機関
- (3) 学識経験が有る者
- (4) 各種団体の代表者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 委員会に、必要に応じ計画に関する調査及び研究をするため、幹事会を設けることができる。

2 幹事会は、民生部長を会長として、関係課長で構成し、調査及び研究結果を委員会に報告するものとする。

(専門部会)

第7条 幹事会は、専門的な調査及び研究を行うため専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、関係課長補佐、主幹又は係長で構成し、調査及び研究結果を幹事会に報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を民生部子育て福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示の制定後、最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成18年10月31日告示第81号)

この告示は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成24年4月1日告示第53号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月17日告示第80号)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日告示第3号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日告示第38号)

この告示は、公布の日から施行する。

■みやき町障害者計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	中島 美砂子	みやき町民生委員・児童委員協議会会長	会長
2	井手 康幸	社会福祉法人 みやき町社会福祉協議会事務局長	副会長
3	井上 香織	医療法人光風会 鳥栖・三養基地区相談支援センター こころね センター長	
4	北島 重樹	みやき町区長会 区長会代表	
5	齊藤 恭江	みやき町手をつなぐ育成会 会長	
6	中村 勝十	太陽の会(みやき町身障者福祉協会) 会計	
7	中村 武	社会福祉法人 佐賀春光園 障害者自立支援施設 コロニーみやき施設長	
8	野崎 伊三雄	みやき町ボランティア連絡協議会	
9	橋本 伸次	一般社団法人 らしく 代表理事	
10	林 加代子	特定非営利活動法人 総合相談支援センター キャッチ 計画相談部門管理者	
11	松永 康明	鳥栖保健福祉事務所所長	
12	宮原 弘恵	一般社団法人 THE CHALLENGED キッズガーデンSeeds 管理者	

【敬称略】

■用語解説

【あ行】

○アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

○一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

○医療的ケア児

生活するなかで痰吸引や経管栄養、酸素吸入等の医療的ケアを必要とする子どもたちをいう。

○インクルーシブ

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

○インクルーシブ教育

障がいのある子どもとない子どもが、同じ場でともに学ぶこと。障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

○NPO

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

【か行】

○基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務や専門的な相談の実施、権利擁護・虐待防止として行う成年後見制度利用支援事業、入所施設や精神科病院への働きかけや地域の体制整備に係るコーディネートをを行う地域移行・地域定着、相談支援事業所への専門的指導、助言等を行う地域の相談支援体制の強化の取り組み等を行う機関。

○共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

○強度行動障がい

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

○権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

○合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

○個別避難計画

災害発生時に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方（親戚・知人等）」を事前に定めた計画のこと。

【さ行】

○児童発達支援センター

障がいのある子どもが日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」がある。

○児童福祉法

児童福祉を保障するため、児童が持つべき権利の保障や支援が定められた法律。平成 28 年5月改正で、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられた。

○手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を取得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

○手話奉仕員

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

○障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加支援等のため、基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の福祉を増進することを目的とする法律。市町村障害者計画が位置づけられ、市町村に基盤を置いた障がい者福祉施策を促進することとなった。

○障害者雇用促進法

障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。

○障害者差別解消法

《「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称》国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等について定めた法律。障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。

○障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

○障害者総合支援法(障害者自立支援法)

身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化すること等を定めた法律。平成18年4月に一部施行、同年10月に全面施行。平成25年4月に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。

○情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

○ジョブコーチ

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

○自立支援医療

従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。

○身体障害者手帳

身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は1級が最も重く、6級まで区分されているが、さらに障がいにより視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等にわけられる。

○スクールソーシャルワーカー

教育機関において、福祉相談業務等を行う専門家のこと。子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所など関係機関と連携し役割分担の調整や、社会福祉的な立場から家庭訪問等による保護者のケア、教職員への指導・助言を行う。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が各種の援護措置を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、重度から1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の判定を受けなければならない。

○成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任する、また本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

○成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

【た行】

○地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

○地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

○地域包括ケアシステム

高齢者、障がい者、障がいの有無にかかわらずすべての子どもを含む、地域すべての住民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的がもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の終期まで続けることができるようなサービス提供体制をいう。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムには、各関係者の情報共有や連携を行う協議の場を通じて支援体制の構築を推進することが求められている。

○通級指導教室

大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障がいによる学習上または生活上の困難を改善し、または克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うもの。

○特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級。

○特別支援学校

障がいを持つ児童・生徒等に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけることを目的とした学校。

○特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

○特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者のこと。

○トライアル雇用

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害のある人を一定期間雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進することなどを通じて、障害のある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

【な行】

○難病

原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。

○日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

【は行】

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)その他にこれに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められている。

○発達障害者支援法

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○ハローワーク

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

○避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

○福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

○ペアレントトレーニング

発達障がいのある子どもを養育する保護者が、障がいの特性等について学ぶことで障がいへの理解を深め、日常生活やコミュニケーションにおける困難を軽減することを目的に開発された保護者用のトレーニング・プログラムのこと。

○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークのこと。

○法定雇用率（障がい者雇用率）

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）を設定、事業主などに障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

○補装具

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。代表的なものとして、義肢（義手・義足）・装具・車椅子があり、そのほか、肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

ま行

○もにす認定制度

障がい者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度のこと。

や行

○ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもののこと。

○要約筆記者

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

【ら行】

○ライフステージ

人間の発達段階を、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。

○療育

障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。

○療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

○レスパイト

休息あるいは息抜きという意味であり、レスパイトサービスは家族や保護者が日常的に行う介護や介助を事業所がサービスとして代行することで、家族や保護者が休息の時間を確保できるようにするサービスのこと。

第3期みやき町障害者計画
第7期みやき町障害福祉計画
第3期みやき町障害児福祉計画



令和6年3月

発行

みやき町（子育て福祉課）

〒849-0101 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 1043（中原庁舎）

TEL：0942-94-5724 FAX：0942-94-5720